

京都土地家屋調査士会
会報

京都 土地家屋調査士

第141号 平成19年8月





土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙の写真

経ヶ岬灯台

京都府最北端の地であり日本三大灯台の1つであります。

明治31年に建設、初点灯以来今日まで100年以上、日本海を行き交う船舶の安全を守り続けています。光達距離は約55km。レンズは全国で6灯台しかない最高級の第1等レンズが使用されているそうです。

目 次

1. 会長挨拶	会 長	安 井 和 男	2
2. 筆界特定制度の運用状況について	京都地方法務局長	狛 信 雄	4
3. 役員挨拶	副 会 長	大 西 淳	5
	副 会 長	麻 畠 克 司	7
	副 会 長	信 吉 秀 起	8
	副 会 長	新 邦 夫	9
各部長挨拶	総務部長	上 口 武 志	10
	財務部長	池 谷 一 郎	10
	業務部長	宮 坂 雅 人	11
	研修部長	南 育 雄	11
	広報部長	藤 村 勉	12
	研究部長	平 塚 泉	12
4. 第59回定時総会	広 報 部	岩 鼻 良 久	13
5. 総合役員会報告		粟 井 紀 光	15
平成19・20年度新役員			15
6. 連合会総会報告	会 長	安 井 和 男	19
7. 近ブ口協議会			20
8. 雑感「天下り禁止」	顧問弁護士	谷 口 忠 武	21
9. 裁判員制度の概要	顧問弁護士	佐 渡 春 樹	23
10. 多様化社会に対応できる組織と人間	顧問会計士	毛 利 隆 志	24
11. 会館建設記念式典		末 永 貴 裕	25
12. 京都境界問題解決支援センター報告			26
13. 京都産業大学寄付講座	広 報 部	山 腰 昇 士	29
14. 浅田詔夫名誉会長「黄綬褒章」受章記念祝賀会		盛 田 吉 人	30
15. 政治連盟全国定時大会開催報告	政治連盟会長	田 中 牟	31
16. 入札制度について	公嘱協会理事長	渡 邊 正 平	33
17. 法14条地図作成作業完了報告	公嘱協会	溝 尻 和 弘	34
18. 不動産調査報告書	業 務 部	西 尾 光 人	39
19. 支部だより	みやこ北支部	森 本 隆	41
	西山支部	出 野 洋 司	42
	城南支部	中 村 良 三	43
	園部支部	片 山 文 昭	44
	舞鶴支部	山 下 耕 一	45
	中丹支部	高 橋 雅 彦	46
20. 会員異動			48
21. 新入会員紹介			52
22. 部会活動報告			54
23. 編集後記	広 報 部	末 永 貴 裕	62



ごあいさつ

会長 安井 和 男

平成19年5月25日、『雨降って地固まる』の想いの中、第59回定時総会を全日空ホテルにて開催させて頂きました。

会員の皆さま方には、お足元の悪い中、公私共ご多忙の中、御出席を賜り、会務執行における全ての議案の承認を頂き、そして私の4期目の会長立候補に対しての、会長信任投票におきましても、大変多くの会員の皆様に信任票を頂き、当選をさせて頂きました。お陰様で京都会の19年度のスタートを無事切ることが出来ました。ここに心からの御礼を申し上げます。

又、昨年は、例年にない大きな事業の多さで、大変な一年でありましたが、会員の皆様の御理解と御協力のお陰で、無事大きな成果を得る事が出来ました。併せて感謝をさせていただきます。

振り返ってみますれば

●11月に開催された京都国際会館での『第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会in Kyoto』では多くの京都会の会員の皆様の参加と運営・設営協力を頂きました。このことにつきましては、日調連松岡会長を始め多くの方々からお褒めの言葉と慰労の言葉を頂戴致しました。そして本年6月18日の日調連総会において、日調連会長から特に功績があったとして感謝状を授かりました。会員の皆様の一致団結の賜と大変感謝を致しております。

■次に34年間親しまれて来た旧会館の解体と新会館の建設です。34年間積みもった埃の中での資料の選別、2度に渡る引っ越し、仮事務所での執務と多くの皆様方にご苦労をお掛け致しました。お陰様で京都の景観に配慮された、京都会の事業目的に添ったレイアウトでの会館を建設する事が出来まし

た。

全国調査士会の中でもこれほど地域に調和した会館はありません。京都会でしか出来ない京町家風調査士会館が誕生致しました。

何年間も夢見た会館が、ついに完成致しました。見守って頂きました皆様本当にありがとうございます。

●そして『京都境界問題解決支援センター』新会館の竣工と同時期、平成19年4月3日にオープン致しました。

4年の歳月を費やし着々と準備を重ねて参ったことと、器の完成を待ってが条件だった為、全国23番目、近畿では4番目の設立となっております。

現在、第2、第4火曜日を事前相談日として市民府民の皆様へ安心を提供出来るようセンター運営をさせて頂いております。

組織として法務大臣指定や大臣認証に向けての取り組みも行って参りました。そして6月6日に大臣指定を受ける事が出来、認定調査士の活躍出来るセンターとして滑り出しました。

■又、紫野地区における法14条地図作製作業におきましては、公嘱協会、同協会社員の皆様、会員の皆様のボランティア精神での御協力を賜りました。そのお陰で完成出来ました、地図を調査士の手で作成出来ました事に大きな意義があったと胸をなで下ろしております。

この功績について平成19年6月18日の日調連総会におきまして、法務大臣より京都公嘱協会宛に感謝状を頂戴致しました。この書面をお借りし報告とさせていただきます。

●他にもオンライン申請や規則77条（地積測量図に

おける筆界点の公共座標化)、規則93条(調査報告書)等中央からの指令が次々と下りて来る中での対応と、慌ただしい日々でありました。これらへの対応に関しても御理解を賜っておりますことに感謝を申し上げます。

さて、定時総会から1ヶ月が経過し19年度、20年度の新執行部の布陣も固まり、「第4京都丸」の出航です。

総会で承認を受けた事業方針大綱、事業計画を詳細に分析し、計画を建て、事業執行して参ります。

今年度は早速7月13日に近畿ブロック協議会の総会を京都で開催致します。会則の変更と役員改選を行い、新たな出発を致します。社会事業部の新設等、組織改革を行います。それに伴い京都の業務分掌にも多少変化が生じて参りますが、1年間を掛けて京都の会則変更等の検討を行って参りたいと考えております。

上記に関連しての日調連や近プロにおける業務部と社会事業部の事業執行は京都では業務部が担当して参ります。調査報告書・公共基準点使用・オンライン申請・筆界特定・ADR・地図混乱・14条地図作成等、今せねばならない大変多くの事業が山積みであるため、今年度は6名の理事を配置し、執行して参ります。

又、初めての体験であります京都産業大学寄付講座もそれぞれの調査士講師の持ち味を發揮頂き、大変好評で順調に消化していただいております。インターンシップ生の受け入れへの御協力も会員の皆様にはお願いせねばなりません。次年度は他大学への拡大も視野に入れ、今年度の検証を経て前向きに進めて参りたいと考えております。

ひたむきに年間120時間の研修を行った昨年の京都研修部、日調連の研修部で注目を浴びた結果を更に内容を検討し前進させて行かねばなりません。

“組織の根元は厚生にあり”組織内がバラバラでは一致団結は到底臨めないし、会務執行の全体に及ぼす影響は必至であることから、盤石な組織創りの基本と位置付けしたい。

地域慣習の土台造りと資料センターの構築は、近い将来、京都の会員の大きな財産になることから、研究を重ね実現に向け努力して参ります。

京都境界問題解決支援センターの運営は、今後、

認証取得を目指すことは勿論、諸官庁や各種団体を通じ、調査士会と弁護士会が行う紛争解決制度のPRに努力し、社会貢献出来るよう着実にその成果を伸ばして参りたいと考えております。

19年度からの京都事業執行はハード面が完成したことを受け、ソフト面に全勢力を注いで参りませぬ。

社会の環境変化と共に大きく移り変わる調査士制度への対応、調査士の資質、技術、能力の向上、社会への制度PRを通して土地家屋調査士の社会的地位の確立を果たさねばならないと考えます。変わりゆく事への反応と順応は大変な努力が必要とは思いますが、歴史は変わるものだし、創り上げなければなりません。

会員の皆様には今まで以上の御理解をお願いすると共に、みんなで新しい未来に向かって歩んで参りたいお願い申し上げる次第であります。

最後に政治連盟の事に少し触れさせていただきます。昨今の数次に渡る不登法や調査士法の改正では『筆界』、『筆界特定』、『ADR代理権』、『規則77条』、『規則93条』等、今までになかった条項が大変多く盛り込まれました。これは画期的な事でありませぬ。これらには政治連盟の大きな力が働いております。

調査士会や日調連だけでは出来ないことを政治連盟のお力を借りして制度の前進・発展の為、ご尽力頂いております。

調査士制度、調査士会員全体の発展の為の政治連盟に調査士会も会員としても感謝をせねばなりません。

今、一度政治連盟への御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

本年度も京都の会と京都政連、京都公嘱協会そして日調連に暖かな御支援を賜りますよう、御理解をお願い申し上げ「ごあいさつ」とさせていただきます。



筆界特定制度の運用状況について

京都地方法務局長 狛 信 雄

平素から不動産表示登記制度の適正かつ円滑な運営につきまして、貴会及び会員の皆様方には、格別の御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

筆界特定制度の創設等を主たる内容とする不動産登記法等の一部を改正する法律が昨年1月20日に施行され、筆界特定制度の運用は、早くも1年半余りが経過したところです。

これまで境界の争いを解決するためには、自分を「原告」、隣接地所有者を「被告」として裁判所に訴えを提起することから、相隣関係の更なる悪化と訴訟の長期化が嫌がられ、筆界紛争が表立って顕在化していなかったと思われま

す。しかしながら、筆界特定制度は、境界確定訴訟と違い、確定力がないながらも当事者対立構造を排除し、資料収集も職権で行われることから利用者の負担が軽減された結果、当局においては予想以上の利用があり、現在までに240筆界の特定申請が提出され、100筆界の処理が終了したところです。京都地方裁判所における境界確定訴訟の提訴が年間約40件程度と聞いていたことからしても、いかに利用状況が予想を遙かに上回っているかが、御理解頂けると思います。

そして、筆界特定申請の85%が土地家屋調査士の皆さんによる代理申請となっています。まさに、昨年度から民間紛争解決手続の弁護士との共同受任による代理権と筆界特定手続における代理権の付与がされたことによる、法律の専門家として役割がクローズアップされた結果であると思います。また、会員の皆様全員が筆界特定に関与されるということが、近づいていることと予測されます。

ところで、筆界特定申請の理由は様々です。中には、相手方と筆界に争いがないにもかかわらず、筆

界確認についての説明に不満を表明し立会を拒否されたとして、申請される事案も見受けられるようです。果たしてこれで筆界に争いがあると判断したのだろうかと思われたいと思います。

京都は千古の都と言われ、戦災による被害も少なく、歴史的街並みがたくさん保存されていますので、そこでの担当者の筆界特定作業は公図や測量図を参考にするだけでは足りず、葛石・屋根瓦・土塀等々幅広い資料を基にした調査を行う必要があるなど、困難の度合いが高く、苦労を重ねる中で筆界特定書を完成させたときの担当者の充実感と喜びはひとしおのようでありま

す。その後、筆界を特定した地に新たな大きな建物が築かれていく様子を庁舎からも眺めることができる所があり、またまた喜びに浸っています。

現在、当局の筆界特定処理の体制は、筆界特定登記官室職員のほか筆界調査委員34名の絶大なる協力をいただき、運用が図られています。貴会から筆界調査委員に推薦頂いた皆様にも、まさしく「職務を行うのに必要な専門的知識及び経験を有する者」の最適任者として御奮闘いただいております。この場を借りて、改めて深く感謝申し上げます。

なお、本年4月3日に「京都境界問題解決支援センター（ADR）」が発足されましたが、その運用状況も順調な滑り出しと伺っています。筆界特定制度とはひと味違った制度として発展されることを切に願うと共に、引き続き筆界特定制度の安定的充実が図られるために、会員の皆様方の御協力・御支援をお願いしたいと思います。

結びにあたり、京都土地家屋調査士会のますますの御発展と、会員の皆様方の更なる御健勝・御活躍を祈念いたしまして、筆を置かせて頂きます。



今、求められているもの ～社会の一員として～

副会長 大西 淳

去る5月25日に開催されました第59回定時総会において安井会長の4期目が信任され、その後の役員選考会において副会長に選任され、就任を承諾いたしました。

2期4年にわたり総務部長をさせて頂きましたが、その間、会員の皆様には会務運営にご協力頂きましたことを心より感謝し、お礼申し上げます。

副会長という重責を担うにはあまりにも力不足でご迷惑をかけるのではと心配しているところですが、会長や他の先輩副会長にご指導いただきながらこの2年間少しでも会の役に立てるよう務めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、私達土地家屋調査士を取巻く環境は法務局の統廃合、オンライン申請、資格内資格ともいえるADR試験の導入、筆界特定制度をはじめとする法改正等、ここ数年の間に大きく変わってきました。それは社会全体の流れである事をご承知の通りであります。

一方、巷では耐震強度偽装問題に続き最近、食肉偽装事件が社会を騒がせています。また、山口県光市母子殺人事件の高裁への差戻審での弁護のあり方についても大きな注目が集まっています。土地家屋調査士はどうでしょう。戸籍の不正取得が報道され

たことはつい最近の出来事です。他に請負偽装、コムスン、ノバの不正問題、給食費等を払わないで不当要求をせまる親等、こういった話題には事欠きません。これらの騒動と共に耳にするのが企業倫理、職能倫理、モラル、道徳、常識といった言葉です。

他会で倫理規定をつくっている会があるかもしれませんが、当会も連合会も今はありません。土地家屋調査士法2条に（職責）の項目があり、「土地家屋調査士は常に品位を保持し・・・」と記載されており、この条文が会員を律する際のよりどころとなっています。

そもそも法律や規則を制定することは多くの場合「悪」に対応するためのもので、後追い型といえます。モラル、常識や礼儀といったことまで倫理という言葉におき換えられ、規範や規則として制定していかななくてはならないことは嘆かわしいことです。しかし、これが現実でもあります。連合会でも当会でも倫理規範制定の検討をしているところです。

こういった不正やいわゆるモラル違反を少しでもなくしていくには何が必要なのでしょう。子供ならばやはり教育ということになるのではないのでしょうか。知識の習得も必要ですが、その知識を活かす根本になるものは、「自分を大切にすることで、他人や物を大切にし、思いやりをもつ心を育てる事」

だと思います。では、土地家屋調査士は何をすればいいのでしょうか。やはり、研修会等をとおして知識、技術を磨き、依頼者に納得のいく成果を出していくために誠実に業務を行っていくことだとだと思います。

土地家屋調査士の資格は一度試験に合格し、登録をすると基本的には廃業するまで業務を行う事が出来る事になっています。何の研鑽もせずにいることは許される事ではありません。本来、「どの調査士に頼んでも一定の成果を期待できる事で国民は安心を得ることができる」このことが資格制度の根幹ではないでしょうか。自己責任の時代といわれるが故に、依頼を受けた仕事に対し土地家屋調査士は専門家としての能力を常に発揮できるように心がけ、そして毎日変化してゆく社会環境に対応できる能力をつけていかなければなりません。

幸いにも、我々は強制入会制度をとっております。会員の皆さんの意見や要望を集約し、連合会を通じて法に反映することや多くの情報を会員の皆さんにすばやく伝達することが出来る体制になっています。

各調査士会が連合会を組織している事はご承知の通りであります。よって、名称は「日本土地家屋調査士会連合会」であります。よく、「会は何してくれるの」とか「連合会はどう考えてるの」という言葉を聴いたり、私自身も言ってしまうたりしています。よく考えるとこの言葉はおかしい気がします。本来は会員が各会を構成し、それらの集合体が連合会なのですから。「私はこう考えるが、会としてこのように対応してもらえますか」というふうに、受身ではなく能動的な意見や行動があればいいと思います。連合会の役員の皆さんは日々大変な時間を割いて活動していただいております、官公庁との折衝や、

多くの情報を各単会に伝達していただいていることは頭の下がる思いであります。単会の私達もどんどん意見を出し、全国の仲間に発信していくことができれば、きっと会員の資質の向上にもつながっていくと思います。

私達一人ひとりが調査士である前に社会の一員として自分の意見をしっかりとと言える社会環境を作っていき、次世代を担う子供たちの手本になり、少しでもいやな事件が減る事を願い、後追いの法律を作らなくてもすむ社会にしていきたいものです。





ご挨拶

副会長 麻 島 克 司

再度、副会長にご指名を受けました舞鶴支部の麻島克司です。前期の2年間は事業も多く大変な2年間でありました。しかし、良きメンバーと会員の皆様方のご支援・ご協力に助けられ、何とか事業を処理する事が出来ました。本当にありがとうございます。

皆様のご協力により、スタートさせて頂きました「京都境界問題解決支援センター」は美濃センター長を筆頭に、運営委員・相談員・調停員の皆様の努力により、順調に事案の処理がなされている所です。今後、認証等の申請の手續に着手し、一日も早く、制度としての位置づけを行うべく、運営委員の皆様方には努力をして頂いているものであります。

また、筆界特定制度も定着してきたようで、かなりの申請件数があるようです。処理を行う調査委員の皆様方には、殆んど奉仕活動であり、大変な労力を強いている所ですが、調査士制度の発展のためにも、今一度、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

さて、今期も再び業務部を担当する事となりました。課題は多く、また、早急に行わなければならない事業がほとんどであります。その様な事業の中でも規則77条での都市再生基準点の利用・オンライン

申請という課題があります。現在、新理事のメンバーと協議を行い対応の検討を行っているところでありますが、会員の皆様方にはご理解を頂けるような研修会等の検討をしているところであります。会員の皆様方におかれましては、ご理解・ご協力を賜り、研修会等の積極的な参加をお願い申し上げます。

最後になりましたが、まだまだ未熟な私であります。周りの方々のご協力がなければ何も出来ないと考えております。しかし、私なりに精一杯、努力して行きますので、何卒、皆様方のご協力を賜り賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



就任御挨拶

副会長 信吉秀起

この度、3期目の副会長に御指名を受けました城南支部の信吉秀起です。

先の4年間、広報部・研修部（15年度、16年度）研修部、研究部（17年度、18年度）の担当として、各部長、部員の皆様、そして会員の皆様には、御指導・御鞭撻にあずかりありがとうございました。皆様の御協力で何とか務めさせていただきました。心から感謝致しております。

今期も、引き続き研修部と研究部の担当をさせていただくこととなりました。

研修部は、オンライン申請・規則93条の調査報告書・規則77条の地積測量図の作成、筆界特定代理業務、ADR代理業務等の業務研修はもとより、法学研修、測量研修、倫理研修等量的にも質的にもより高いものが要求されてきております。積極的に研修に参加し、自分自身の力にしていこうではありませんか。

又、研究部は、社会の変化を敏感に受け止め、地域慣習の研究・歴史的資料の研究のみならず、土地家屋調査士の社会的役割・将来性について研究し、土地家屋調査士ひとりひとりが、社会貢献し、夢をもって法律関連専門職能を活かせるよう、皆様と共に考えていこうではありませんか。

新会館も完成し、4月3日には、京都境界問題解

決支援センターも開設され、法が整備された事と合わせて、ハード面は整ってきており、これからはソフト面の充実が必要不可欠であると考えます。

今、私達土地家屋調査士には、より高度で専門的なものが要求されております。このことは、社会から必要不可欠であるとお墨付きをいただいた事と確信しております。したがってチャンスでもありません。しかしながら、努力なくしてこのチャンスを手に入れることは、決してあり得ません。土地家屋調査士として何ができるかをしっかりと見つめていこうではありませんか。

まだまだ未熟者の私ではありますが、皆様と共に社会の要求に応え、信頼され、必要とされる土地家屋調査士を目標とし、安井会長を先頭に前進する京都土地家屋調査士会を築いていけるよう、精一杯努力させていただく所存であります。

皆様には、今後共御協力の程、何卒よろしくお願い致します。



ごあいさつ

副会長 新 邦夫

このたび、副会長（広報担当）を仰せつかりました。みやこ南支部（旧下京）の 新（アタラシ）邦夫です。2年間どうぞよろしく願いいたします。

18年度の紫野地区14条地図作成作業が、強力な班員さんのご協力のもと、なんとか完了し（境界標埋設作業はまだ少し残っていますが）、ほっとしていた矢先でありました、副会長の話が舞い込みました！

さあ、大変どうしよう！

これまで調査士歴25年間、毎年、何かの役をさせて頂き、いろいろ経験させていただき、また勉強もさせていただきました。いい事・悪い事いろいろありました。事業もあまり出来ず、御迷惑をかけた時期もあったかもしれません。

その間、常任理事も6年間させて頂きましたが、当時でも私なりには大変だったのに、近年の常任理事さんを見ていると、改革の真っ只中事業も多く、とても出来ない、付いていけない、すごいいつも関心させられておりました。

特に、今回4期目となる安井会長さんにはすごすぎるの一言です。そんな会長さんから、ご推薦を頂

き、断るわけにはいきませんでした。微力ではありますが、調査士発展のため、精一杯頑張っていきたいと思っております。

これから、オンライン申請に向けて、苦手なパソコンから勉強しなおしますので、皆様もご一緒によりしくお願い致します。

最後になりましたが、これまで広報部関係だけ経験がありません、ベテランの部長・理事・部員さんには、御迷惑をおかけしますが、出来るだけ付いていきますので、どうぞよろしくご指導のほどお願い致します。

原稿を依頼されるのは大嫌いですが、依頼するほうは頑張りますので、よりよい会報のため、皆様ご協力を！

各部長挨拶



ごあいさつ

総務部長

上 口 武 志

この度、総務部長に就任いたしました園部支部の上口武志です。

平成17年度、18年度の2年間大西前部長の下微力ながら活動させていただき今、又この様な大役をおおせつかりこの大事な時期に私ごときがその職責を果たせるのかと自問自答しているというのが正直な気持ちです。

我々土地家屋調査士を取り巻く環境は目まぐるしく変化し（言われ続けて久しい事ですが）、現在もその真っ只中にあります。そうした中で、我々土地家屋調査士にはまさに「土地家屋調査士倫理綱領」にうたわれている事を肝に銘じ日々実践していく事が求められているのではないかと考えます。

そうした観点に立ちながら総務部として各部と連携を取りながら、可能な限り無駄な動きをなくし19年度事業方針大綱に記されている事を具体的に推し進めていくべく総務部全員の力を結集し活動していきたいと考えております。

どうか会員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。



ごあいさつ

財務部長

池 谷 一 郎

前年度に引き続きまして財務部長を拝命致しました池谷一郎でございます。今年度も前年度同様よろしくお願い申し上げます。

さて、前年度におきましては、会館建設や会費値上げ等、会員の皆様方には相当な負担をして頂かなければならないという苦渋の選択をしました。にもかかわらず、厳しいご意見もございましたが、今後の制度の発展のため何とかご理解を頂きました。このことは大変ありがたい反面、貴重な会費をいかに有効に使うかという責務が重く、これまで以上にシビアに財務運営をしていかなければなりません。財務部といたしましても、試行錯誤しながら、また会員の皆様方からのご意見もどしどし頂きながら、よりよい京都会にしていく所存でございます。

皆様方のご理解とご協力よろしくお願い申し上げます。

また、財務部はご承知の通り厚生事業も行っております。日調連、近畿ブロックの厚生事業はもちろんのこと、京都会では今年度も親睦旅行の実施を予定しております。

親睦旅行は、積極的に参加して頂く事により、様々な情報交換や意見交換の場として活用して頂けることはもちろん、気軽に骨休みという感覚で参加して頂ければと思っております。なかなか行きづらいと思われる会員の方々もおられるかと思いますが、食わず嫌いせずに、一度参加してみたいはいかがでしょうか。

この二年間、財務運営と厚生事業を柱として会務の一助になるよう頑張りますので、会員の皆様方のご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。



「就任のご挨拶」

業務部長

宮坂 雅人

この度、業務部長に就任いたしました宮坂です。業務部については入会以来初めて関わることとなり、その内容を聞いて改めて業務部の重要性を認識しました。それと同時に「ほんまに出来るんやろか?」と自らに問いかける今日この頃です。

思えばここ数年間の間に「土地家屋調査士」の業務が激しく変動しており、私自身も研修部として携わっていたはずなのに、現状に付いて行けていない自分に不甲斐なさを感じております。しかし、ここでもう一度初心に帰り、これからの二年間を会員の皆様にとって、また、自分にとっても実りのあるものにしようと努力する所存であります。

前年度の業務部の動きを見ていまして、まだまだこれからやらなくてはいけないことが山積している現状ですが、会員の皆さんと一緒に大きな山を乗り越えていきたいと考えておりますので、どうか会員の皆様のご理解と、御協力を宜しくお願いいたします。



ごあいさつ

研修部長

南 育雄

この度、研修部長に就任しました、みやこ北支部の南 育雄です。部員や理事の経験のない私がこのような大役を仰せつかり身が凍る?いや、身が引き締まる思いです。

木下二郎前研修部長は、土地家屋調査士を取りまく法律の改正や新たな制度を敏感に察知し、それを測量研修・法学研修に結びつけ、また、業務部・総務部・研究部と密接な連携をもってADR研修・筆界特定制度・倫理研修等を実施し、会員を引っ張ってこられた功績は素晴らしいものでした。

私のような者がはたしてこのような事が出来るのか、はなはだ不安では有りますが、立ち止まる訳にはいきません。

19年度事業方針大綱・研修部事業計画にもありますように、測量研修・法学研修の継続、業務部・研究部・総務部と連携を密にし、業務研修や倫理研修等を実施したいと思います。特に業務研修は、オンライン申請・ADR・筆界特定制度に関する研修、都市再生街区基準点(規則77条)、GPS測量関連、不動産登記法と事務取扱基準に関する研修等、日常業務に直結するものであります。

また、研修計画や研修方法について会員の皆様にアンケート調査等を実施し御意見を聞き、参考にしていきたいと思っております。

自分自身の能力ははなはだ不安ではありますが、安井会長をはじめ皆様の叱咤激励を受けながら、「土地家屋調査士制度の維持・存続の為の研修」をこころがけ2年間頑張りますのでよろしくお願いいたします。

以下、研修部の「頼りにしてます!」メンバーを紹介いたします。

担当副会長・信吉秀起 (城南支部)
副 部 長・谷口 治 (西山支部)
理 事・小林明石 (城南支部)
理 事・田中淳子 (みやこ北支部)
部 員・竹上 均 (嵯峨支部)
部 員・吉田昌治 (城南支部)
部 員・片山文昭 (園部支部)
部 員・前野新治 (嵯峨支部)
部 員・谷口明治 (みやこ南支部)



就任挨拶

広報部長

藤村 勉

安井会長四期目に、三度広報部を担当することになりました藤村勉でございます。

元に還り『広報』とは、を調べてみると、「社団法人日本広報協会」を見つけました。

そこには『広報・・・英語では「Public Relations」(PR)。直訳すると「公衆関係、多くの人と関係を持つこと」。つまり、「情報等の相互発信によって、お互いの間にいい関係＝信頼関係をつくっていくこと」。これが、広報の本来の意味するところであり、目的なのです。』と説明されています。

市・府民のみなさまに私たちの資格や仕事をポスター・新聞などで報せてきました。

会員へむけた広報もHPで情報の公開におわり会員のみなさんから返事や感想を聞く機会はありません。広報の方法が一方通行です。

一方、無料相談会や京都境界問題解決支援センターに来られた方々とは情報の受け手側とのつながりがあります。相談終了後のアンケートには「きてよかった」「土地家屋調査士の仕事がわかった」に○が記されています。

三期目の2年間は「情報の相互発信から信頼関係を」を理念に、新会館を利用して会員への講習、市・府民との交流を考えセミナーの開催などを企画・実践し、そこで得た情報を元に新たな情報の提供の方法をと考えております。

志は高く頭は低く、皆様からの助言、指導を賜りますようお願いし挨拶といたします。



ごあいさつ

研究部長

平塚 泉

この度、常任理事から研究部長に就任しました。みやこ南支部の平塚 泉です。

前年と前々年度と本当に京都会の全会員の方には研究部でお世話になりました。毎年の在宅研究での協力、昨年は地籍シンポでの大イベントの参加協力、地域慣習での調査協力等々。その際、特に部員の方々に多大な協力をしていただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

さて、会員の方には変化がないといわれるかもしれませんが冒頭のとおり、私が再度、研究部長をすることになりました。自分の中では大きな変化で、じっくりと取り組まなければならない事業が目白押しと感じています。会館も新しくなり、事業執行や各種研究の場所に必要な環境は整いました。あとは中身です！（これがなかなか難しい）筆界特定、ADR、オンライン申請と尽きることのない大波に対応すべく、再度会員の方々のお力をお借りしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

第59回 定 時 総 会



平成19年 5月25日（金）第59回京都土地家屋調査士会定時総会が京都全日空ホテルで開催されました。

当日は107名の出席があり、まず司会者の開会宣言後に物故会員へのご冥福をお祈りし黙祷を捧げました。

司会進行の上口武志会員（であってました？）より「倫理綱領朗読」が行われた後、出席者全員で「調査士の歌」を斉唱、そして10名の新入会員と2法人入会の紹介がありました。

続いて安井会長の挨拶では、「昨年京都で開催された国際地籍シンポジウム、京都土地家屋調査士会館新築、境界問題解決支援センターの開設等大きな目標を達成できたことを振り返られ、これからは土地家屋調査士が国民から立派にみて頂け信頼される組織になっていかなければならない。また、今年京都産業大学の寄付講座を社会貢献の一つとして来年はさらに大学を増やしていきたい。会員のご協力をお願いします。」という挨拶を戴きました。

引き続き、本年度の議長に若林 智会員と副議長に上田 雅会員が選出され、議案審議にはいりました。

そして慎重な討議の結果、下記のとおり第1号議案から第5号議案まで全て承認可決されました。

第1号議案

平成18年度事業報告承認の件・・・

報告承認可決

第2号議案

平成18年度決算報告承認の件・・・報告承認可決

第3号議案

平成19年度事業計画案審議の件・・・承認可決

第4号議案

平成19年度予算審議の件・・・承認可決

第5号議案

役員等選任の件

第1号議案、第2号議案については質疑応答はなし。

第3号議案、第4号議案について

18年度事業報告の中でオンライン申請は会員が思っている以上に早く進むという話があったが、オンライン推進について民事局との話はどうなっているのか。またICカードの普及についてといった質問があった。さらに筆界特定の調査員の日当が安い



ので実情にあった日当にしてほしい。オンラインになると表紙制度を違う制度にするべきでは。また街区基準点についての質問があった。

19年度の事業計画大綱としては、

- ①社会性、公共性の観点に立ち厚い信頼を寄せられる調査士会の構築
- ②継続的研修、研鑽に努め知力と体力の向上を図る
- ③法務局、日調連をはじめとする他団体との連携を掲げ、承認可決されました。

役員改選では本年度は立候補者が安井会長のみであったため信任投票となり、出席会員投票の結果、信任116票、不信任9票。圧倒的多数の信任により安井和男会長が再任された。

その後、京都土地家屋調査士会会長表彰、京都市地方方法務局局长表彰、日本土地家屋連合会会長表彰が行われ11名の会員がその栄誉を讃えられた。引き続きご来賓の京都市地方方法務局局长、連合会会長より祝辞を頂戴しました。

そして、来賓が退場の後、田中副会長より閉会の辞がのべられ第59回定時総会はとどこおりなく終了しました。

また、定時総会終了後は会場を移し、多くのご来賓をお迎えしての懇親会が開催され、相互の交流を深めました。

■京都土地家屋調査士会会長表彰受賞者

奥田 博 会員 (みやこ南支部)
藤村 勉 会員 (城南支部)
木下二郎 会員 (中丹支部)

■京都市地方方法務局局长表彰受賞者

丸山謙三 会員 (伏見支部)
大濱成生 会員 (みやこ南支部)
平塚 泉 会員 (みやこ南支部)
溝尻和弘 会員 (西山支部)
信吉秀起 会員 (城南支部)

■日本土地家屋調査士会連合会会長表彰受賞者

新 邦夫 会員 (みやこ南支部)
梅原重信 会員 (中丹支部)
乾倬一郎 会員 (中丹支部)



第59回 定時総会次第

- 1、開会の辞
- 2、物故会員に黙祷
- 3、調査士の歌
- 4、倫理綱領朗読
- 5、新入会員の紹介
- 6、会長挨拶
- 7、議長副議長選出
- 8、議事録署名者選出
- 9、議事
 - 第1号議案 平成18年度事業報告承認の件
 - 第2号議案 平成18年度決算報告承認の件
監査報告
質疑応答
= 休憩 =
 - 第3号議案 平成19年度事業計画案審議の件
 - 第4号議案 平成19年度予算審議の件
質疑応答
= 休憩 =
 - 第5号議案 役員等選任の件
- 10、来賓紹介
- 11、表彰式
京都土地家屋調査士会会長表彰
京都市地方方法務局局长表彰
日本土地家屋連合会会長表彰
- 12、来賓挨拶
- 13、閉会の辞
- 14、懇親会

総合役員会報告



平成19年7月2日京都タワーホテルにて総合役員会が開催されました。

安井会長4期目の船出となる初めての役員会。安井会長以下新役員の紹介から始まり、委員会及び部会に分かれ分科会が行われました。

各委員会の委員長及び副委員長が互選により選任された後、委員会及び部会が開催され一期2年の活動方針が話し合われました。

再度一同に会し、部会報告及び委員会報告が各部長及び委員長から報告されました。

総合役員会終了後に懇親会が開催され、お酒も少し入り和やかに懇談し、新役員一同決意も新たに京都土地家屋調査士会の発展ため、全力で会務に当たる決意を胸に閉幕しました。

新役員の先生方2年間宜しく申し上げます。また、会員の先生方も、京都土地家屋調査士会がますます発展しますようご協力申し上げます。



平成19年・20年度新役員名簿

平成19年度、20年度の役員・部員・委員等が役員等選考委員会、理事会、総合役員会の議を経て、下記のとおり確定いたしましたので通知いたします。

(登録番号順・敬称略)

会 長	安 井 和 男
副 会 長 (総務部・財務部)	大 西 淳
副 会 長 (業務部)	麻 島 克 司
副 会 長 (研修部・研究部)	信 吉 秀 起
副 会 長 (広報部)	新 邦 夫
常任理事 (総務部長)	上 口 武 志
常任理事 (財務部長)	池 谷 一 郎
常任理事 (業務部長)	宮 坂 雅 人
常任理事 (研修部長)	南 育 雄
常任理事 (広報部長)	藤 村 勉
常任理事 (研究部長)	平 塚 泉

理 事	石 浦 紀	橋 爪 美 國
	筒 井 武	阪 本 樹 芳
	富 田 正 典	奥 田 博
	山 下 耕 一	福 島 勝 信
	梶 谷 誠	谷 口 治
	亀 井 伸 郎	粟 井 紀 光
	田 中 淳 子	岩 鼻 良 久
	小 林 明 石	中 邨 明 生

監 事	田 中 牟	清 水 明 生
	山 田 一 博	

名誉会長	浅田 詔夫		橋爪 美國	中村 良三
相談役	羽田 嘉隆	山下源太郎	業務指導委員会	
綱紀委員会			委員長 大西 淳	
委員長	松尾 康夫		副委員長 橋爪 美國	戸田 和章
副委員長	木村 正和		委員 山内 康之	上茶谷英治
委員	中尾 護	池谷 敬一	今井 成男	南 育雄
	古和田光久	森 初三郎	会館建設実行委員会	
	乾 倬一郎		委員長 森井 雅春	
予備委員	片山 正道	大江 友基	副委員長 上口 武志	
会長代行 (順位は記載通り)			委員 平塚 泉	大西 淳
	信吉 秀起	麻島 克司	池谷 一郎	
	大西 淳	新 邦夫	ホームページ運営委員会	
副会長代行 (順位は記載通り)			委員長 木村 正和	
	上口 武志	池谷 一郎	委員 奥田 博	谷口 治
			藤村 勉	
連合会総会代議員	信吉秀起		支部長会議・表紙制度実行委員会	
代議員代行	麻島 克司	大西 淳	支部長会議長・表紙制度実行委員長	
	新 邦夫		(城南支部長) 中村 良三	
会員表彰選考委員会			支部長会副議長・表紙制度実行副委員長	
会長	安井 和男		(西山支部長) 出野 洋司	
副会長	信吉 秀起	麻島 克司	みやこ北支部長 森本 隆	
	大西 淳	新 邦夫	みやこ南支部長 金安 有実	
常任理事	上口 武志	池谷 一郎	嵯峨支部長 西澤 茂	
	宮坂 雅人	南 育雄	伏見支部長 中島 昌行	
	藤村 勉	平塚 泉	園部支部長 片山 文昭	
綱紀委員長	松尾 康夫		丹後支部長 豊嶋 肇	
注意勧告理事			舞鶴支部長 池田 雄治	
	安井 和男	信吉 秀起	中丹支部長 高橋 雅彦	
	麻島 克司	大西 淳	調査士会事故処理委員会	
	新 邦夫	上口 武志	委員長 橋爪 美國	
	宮坂 雅人		副委員長 富田 正典	
紛議調停委員会			委員 新 邦夫	平塚 泉
委員長	上茶谷英治		土地境界鑑定委員会	
副委員長	盛田 吉人		委員長 西尾 光人	
委員	森井 雅春	山崎 春男	副委員長 西田 盛之	
			委員 石浦 紀	筒井 武

梶谷 誠
 宮坂 雅人
 亀井 伸郎
 中邨 明生

茨木義久

地域慣習調査委員会

委員長 平塚 泉
 副委員長 若林 智
 委員 前川 豊治 富田 正典
 奥田 博 片山 文昭
 喜多見長兵衛 木崎 英雄

研修部

副会長 信吉 秀起
 部長 南 育雄
 副部长 谷口 治
 理事 田中 淳子 小林 明石
 部員 竹上 均 吉田 昌治
 前野 新治 片山 文昭
 谷口 明治

選挙管理委員会

委員長 今井 成男
 副委員長 渡邊 智之
 委員 横山 英世 上田 章雄
 竹上 均 南 育雄
 若林 智 西田 盛之

広報部

副会長 新 邦夫
 部長 藤村 勉
 副部长 栗井 紀光
 理事 岩鼻 良久
 部員 山腰 昇士 末永 貴裕
 齋藤 大輔 篠塚 泰寛

業務分掌

総務部

副会長 大西 淳
 部長 上口 武志
 副部长 阪本 樹芳
 理事 橋爪 美園
 部員 山藤 長継 出野 洋司

研究部

副会長 信吉 秀起
 部長 平塚 泉
 副部长 山下 耕一
 理事 奥田 博
 部員 前川 豊治 國松 正義
 橋詰 豊史 喜多見長兵衛
 澤 益男

財務部

副会長 大西 淳
 部長 池谷 一郎
 副部长 福島 勝信
 理事 富田 正典
 部員 富士 原衛 吉見 博
 中川 真一

支部役員

みやこ北支部

支部長 森本 隆
 副支部長 井上 豊治 山腰 昇士
 会計 木村 正和
 監事 木村 義夫 小林 一郎

業務部

副会長 麻島 克司
 部長 宮坂 雅人
 副部长 石浦 紀 梶谷 誠
 理事 筒井 武 亀井 伸郎
 中邨 明生
 部員 西尾 光人 西田 盛之
 木崎 公司 畑 佳孝
 山本 剛彦 森本 隆

みやこ南支部

支部長 金安 有実
 副支部長 古和田光久 井阪 充大
 会計 柴垣 久代
 監事 三谷 雅省

嵯峨支部

支 部 長 西澤 茂
副支部長 山内 健治 東田 秀一
会 計 山内 利隆
監 事 藤本恵利子

中丹支部

支 部 長 高橋 雅彦
副支部長 山口 雅之
会 計 下山 良雄
監 事 横山 英世 吉見 博
研修等幹事 片山 祥司 大西 春樹

伏見支部

支 部 長 中島 昌行
副支部長 高山 智之 宮坂 雅人
前野 春俊
会 計 前野 春俊
監 事 田中 敏博 宮橋 重雄

西山支部

支 部 長 出野 洋司
副支部長 大橋 一隆
会 計 大橋 一隆
監 事 松原 政春

城南支部

支 部 長 中村 良三
副支部長 前川 豊治
会 計 島本 康子
監 事 森井 雅春 錦見 博子
幹 事 茨木 義久

園部支部

支 部 長 片山 文昭
副支部長 高井 文男
会 計 高井 文男
監 事 木村 實雄

丹後支部

支 部 長 豊嶋 肇
副支部長 吉岡 宗典
会 計 吉岡 宗典
監 事 田中 重吉

舞鶴支部

支 部 長 池田 雄治
副支部長 山下 耕一
会 計 山下 耕一
監 事 木崎 英雄



第64回日調連定時総会開催される



会長 安井 和 男

6月18日、19日東京・新宿・京王プラザホテルにおいて第64回日調連定時総会が長瀬法務大臣、寺田民事局長他多数の御来賓をお迎えし盛大に開催された。

松岡直武会長挨拶の後、法務大臣表彰授与式が執り行われ、全国の土地家屋調査士20名が授与された。(今回京都会受賞者はなし)

その後、京都公嘱協会を始め全国37の公嘱協会等が14条地図作成作業に協力頂いたことへの感謝状の贈呈が執り行われ、信吉副会長(公嘱協会理事)が代理受賞を行った。(別紙感謝状)

続いて日調連会長から京都土地家屋調査士会に対し、連合会表彰規程第9条による『第5回国際地籍シンポジウム/土地家屋調査士全国大会in Kyoto』の運営における特別感謝状が贈呈され、私、安井が京都土地家屋調査士会を代表し受賞致しました。(別紙感謝状)

その後議事に入り会務報告の後

第1号議案 (イ) 平成18年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ) 平成18年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 平成19年度事業計画 (案) 審議の件

第3号議案 (イ) 平成18年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ) 平成18年度特別会計収入支出決算報告承認の件

が上程され滞りなく可決承認されました。

続いて

第4号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一

部改正 (案) 審議の件

第5号議案 日本土地家屋調査士会連合会総会議事運営規則の一部改正 (案) 審議の件

が上程されましたが、質問が多数続出し、執行部回答に対しての 総会代議員の理解が得られず否決されました。

第6号議案 役員選任の件

につきましては会長、副会長 (4名) 共、定足数通りの立候補 届けであり無投票当選となっております。 以下が当選者

会 長 松岡 直武 (大阪会)

副会長 小林 庄次 (東京会)

副会長 大星 正嗣 (石川会)

副会長 下川 健策 (福岡会)

副会長 横山 一夫 (神奈川会)

理 事 山田 一博 (京都会) 他20名

監 事 田坂 瀧男 (和歌山会) 他2名

以上で役員選任を終え、石橋副会長の閉会の辞で総会が終了した。



土地家屋調査士会 近畿ブロック

第51回定例協議会



次 第

I. 議事

1. 物故者に黙祷
1. 調査士の歌斉唱
1. 倫理綱領朗読
1. 開会の辞
1. 近畿ブロック協議会会長挨拶
1. 議長・副議長選出
1. 議事録署名人選出
1. 議事
 - (1)平成18年度 会務報告の件
 阪神・淡路まちづくり支援機構活動報告
 - (2)平成18年度 収支決算報告
 及び監査報告の件
 - (3)会則運用に関する細目の変更(案)の件
 - (4)平成19年度 活動計画(案)の件
 - (5)平成19年度 予算(案)の件
 - (6)役員改選の件
 - (7)次期開催地について
1. 桐栄サービスの扱う保険について
1. 連合会報告
1. 全調政連報告
1. 平成18年度厚生部会の活動について

II. 式典

1. 来賓紹介
1. 近畿ブロック協議会会長挨拶
1. 表彰式
 - 管区法務局長表彰
 - 近畿ブロック協議会会長表彰
1. 来賓祝辞
1. 祝電披露
1. 閉会の辞

III. 懇親会

平成19年7月13日京都宝ヶ池・グランドプリンスホテル京都で標記会議が開催された。まず、市原ブロック協議会会長より、街区基準点の近畿ブロックでの統一的活用、ADR研修第3回目では近畿ブロックをあげて一層の協力し受講者の経費負担の軽減をはかりたいとの挨拶があった後議事に入った。総務部会長による平成18年度会務報告、経理部会長より収支決算報告、監事から監査報告のあと「会則の運用に関する細目の変更案」として、連合会の業務分掌にならない事務の混乱がないように現在「総務・経理・企画・広報・厚生・公共事業」である部会を「総務・財務・業務・研修・広報・社会事業」と変更し、新たに「紛議調停委員会長会」を新設するとの提案がなされ、議場に諮ったところ賛成多数により報告承認、審議可決された。続いて、平成19年度の活動計画と予算について各部長より計画案を発表。活動計画案は新たな業務分掌に基づいたものである。総務部は前年度出来なかった「組織の運営についての検討」を19年度は実施すると報告し、広報部は「前年要望とし提案があった大阪会と京都会で実施されている大学での寄附講座とインターンシップ制度を近畿ブロック広報部会として研究・検討する。寄附講座は大学における教育研究の豊富化、活性化を図るという目的と、我々が将来の優秀な人材によってこの土地家屋調査士制度を発展させていこうと考えが合致した新しい形の広報手段であると考え、これまで経験していただいた実績や現状を近畿各会の広報部が共有し今後につながるかたちづくりが出来るような活動を試みたい。また、大学のみならず広く市民講座の開催の可能性などについても検討したい」と発表した。第6号議案「役員の改選の件」は別掲のとおり決定。最後に時期開催地について滋賀会総務部長より案内され議事を終了。

連合会報告では、松岡連合会会長、藤木広報部長、山田社会事業部各部長らが出席。松岡会長から、各会役員と連合会役員との連絡をスムーズにし情報伝達・収集にあたる。連合会役員には土地家屋調査士から専務理事（山口会 瀬口潤二会員）を選任し会務に当たってもらうことになった。CPD（Continuing Professional Development=技術者の継続的な専門教育）に努め業務実績、研修実績を公表し、入札資格者の要件にすることも検討している。研修・研鑽を重点項目に。登記基準点を不動産登記法にいう「基本三角点等」にできないか。技術センターの構築、入札に際しての「業務区分」に『土地家屋調査士』を入れることを総務省と法務省への申し入れた。と各事項を報告。その後は次第のとおり進行し第Ⅱ部の式典へ。表彰式。京都会は大阪法務局管区局長表彰に、加藤正光会員、村上泰三会員、上西成雄会員、森井雅春会員が受賞。土地家屋調査士会近畿ブロック協議会表彰に橋爪三國会員、塩崎幸生会員、田聡会員らが受賞。また、近畿ブロック協議会会長感謝状が田中牟会員に贈られた。おめでとうございます。後、多数の来賓の挨拶を頂戴し午後6時予定されていた全てを終了した。



近畿ブロック協議会新役員名簿

会長	安井和男（京都）
副会長	市原一薫（大阪）
副会長	村上保正（兵庫）
副会長	志野忠司（奈良）
副会長	中村秀紀（滋賀）
副会長	田坂瀧男（和歌山）
総務部会長	大西 淳（京都）
財務部長	片岡聖佳（和歌山）
業務部長	西田 寛（大阪）
研修部長	福岡正隆（兵庫）
広報部長	中野正章（滋賀）
社会事業部長	貫渡利行（奈良）
監事	江本雅彦（兵庫）
監事	丸田元明（奈良）

雑感



「天下り禁止」考

顧問弁護士 谷口忠武

安倍総理は、汚職等官僚の不祥事防止の観点から、官僚の天下り禁止の法律成立を急いでいる。

私は、そのこと自体に格別異を唱えるわけではない。

最近、めったやたらと新しい法律ができる。そうした法律の多くが、対症療法的なモノのように感じられる。ことの本質まで遡ってしっかりした対策を考えるゆとりが感じられない。臭い物にふたをしただけでは対策にはならない。鼯ごっこを生むだけである。臭い物は本から断たないと駄目、なのである。こうした傾向は、議員立法といわれるものに多いが、最近の政治家は、無秩序に議員立法を多用する。これまでに築き上げてきた原理原則論がずたずたになる。

天下りに似た構造の現象は、官僚に限ったことではない。多くの元国会議員が、勇退後天下りポストと同じようなポストに就いている。税務署の署長には退職後特例による税理士資格を認め、顧問先を世話する。大きな会社では、人事政策上、早期退職をさせる手段として系列会社や、関連会社に移籍させる。等々、不合理と思われる事象は、ある種の権力を背景として横行している。

公務員も、国会議員も、大企業の社員もいずれも日本の国民である。平等の視点で考えなければならぬ。50歳、55歳で定年を迎え、後は10年ぐらい

悠々自適の人生を送りぼっくり逝く「70歳古来希」の時代なら話は簡単だが、現在は、事情が随分異なる。高級官僚の天下りの背景には、同期の一人が事務次官になったら、その他の同期の役人は、退職する慣行といったものもあった。そういった慣行を温存させながら全面的に天下りが悪いとばかり言うのも酷な話である。汚職等の不祥事は、天下りということと本質的にかかわっていると見えるのか否かも考えてみる価値がある。元官僚に限らず、定年近くまで一筋に働いてきた人にとって、自己実現を図れるのは、過去の経歴で培った能力の発揮できる場しかない。官僚にあつては、その場の確保が、「天下り」という名で呼ばれるパターンである。むしろ、悪いのは、無用な天下りポストを作らせ続け、そこに過大な予算を流すことを認めてきたチェック機能のなさにあるとも言えるのでは無かろうか。

どのような法律ができようとも、その理念を明確にし、それを尊重しようと言う国民の精神的土壌が育たない限り、立法は一時的な対症療法に過ぎず、やがて脱法行為の鼯ごっこが始まりかねない。本質を見極め、それを大切にする気風が育つことを希求する。

老子の「天下忌諱多くして民ますます貧し。」との言葉が改めて思い起こされる。



裁判員制度の概要

顧問弁護士 佐 渡 春 樹

2009年5月までに裁判員制度がスタートします。弁護士は裁判員になることは出来ませんが、土地家屋調査士の先生方のもとには呼び出し状が届くことになります。年齢が70歳以上等の要件があれば格別、単に業務多忙という理由では辞退できません。裁判員に選任された場合の日当上限は1万円と定められました。割に合いますか？。

さて、裁判員制度とはどのようなものなのでしょうか。簡単に記しますと、選任された6名の裁判員が殺人や放火などの重大な刑事裁判の審理に出席して証拠を見聞きし、裁判官（3名）と対等に議論して被告人が有罪か無罪かを判断し、有罪の場合には更にどのような刑罰を宣告するかも決めるというものです。司法に健全な社会常識を反映させようという考えがこの制度の基本にあるのですが、法律の素人である市民の立場からすると様々な不安があるのではないのでしょうか。しかし、法律に関する専門知識がなくても、裁判官から懇切丁寧に説明されるはずの「無罪の推定」の原則や「合理的な疑問を残さない程度の証明」の基準のもとで、裁判員の職務は十分に務まると思います。法律の素人であるから良いんです！。

次にどれだけ拘束されるかが心配でしょうが、勿論、事件によって異なります。犯罪事実に争いが無い場合には1日で終わることもありますが、争いのある事件の場合には2日間以上にわたると思われま

す。ただ、後者の場合、連日開廷して審理を行うことが原則となりますので、数日間で審理が終わる場合が多いと見込まれています。

公判審理が終了しましたら、裁判官と裁判員とで評議をするわけですが、全員の意見が一致しなかった場合には多数決（評決）によって結論を出すこととなります。その際、裁判員と裁判官は同じく1票を持ちます。そして、被告人を有罪にする場合には、裁判員と裁判官のそれぞれ1人以上が有罪の意見であることが必要とされます。つまり、裁判官だけ、または裁判員だけの意見によって被告人を有罪にすることはできないのです。チョット安心ですね。

最後に、裁判員は、評議の秘密や評議以外の職務上知り得た秘密について守秘義務を負っており、これらを外部に漏らしてはいけません。尤も、裁判員の任務を果たした後の一般的な感想などを話すことは守秘義務に触れるものではありません。また、現職の裁判員や、裁判員であった方のプライバシーは守られます。過去に裁判員等であった方を特定する情報も、本人が同意しない限り公にさらされません。事件関係者からの接触や威迫行為は当然禁止されています。

もし呼び出し状が届いたら・・・先生方の経験や知識を存分に発揮してください。(^_^) / ~



多様化社会に対応できる 組織と人間

顧問会計士 毛利 隆 志

多様化社会といいますが、家庭・学校・職場・地域社会で生活・活動していく上での、例えば、挨拶をする、譲り合う、仲良くする、協力するといったことは、今も昔も、変わることなく、大切なことだと思います。

いろいろな活動がよりスムーズに行えるように色々な組織が生まれてきました。例えば、私の知り合いに、専門が内科・呼吸器科のお医者さんがおられます。先生は、呼吸器関係の病気の予防には、禁煙が大切だと考えられ、お医者さん仲間と禁煙推進研究会という会を設立され、禁煙コンテスト・禁煙セミナーの開催等禁煙推進に関する活動を展開し、幅広いネットワークを通じて市民の健康保持に寄与されてこられました。禁煙と言う話題性もあり、事あるごとにテレビ・新聞・雑誌等のマスコミに会の活動がたびたび紹介され、会員数も300名を超える大きな団体になりました。

そして、さらに、より多くの市民の皆さんとの連携を広げていくために、昨年、NPO法人に会を法人化されました。診療活動とともに、社会全体の健康保持に貢献されたいとの思いから、NPO法人という受け皿で禁煙推進活動を継続されています。

ボランティア活動も従来は、個人、グループでの活動に限られていましたが、1995年1月の阪神・淡路大震災を契機に市民活動を支える法的基盤の整備が求められた結果、ボランティア活動の発展を促進するという観点からNPO法人という制度ができました。

実は、先生の本業は、まだあります。お寺の2代目の副住職さんです。さらに、お寺では、お寺の敷地を利用して幼稚園も運営されてきました。幼稚園、医院、ボランティア活動、お寺と、まさに、ゆりかごから墓場まで人生のすべての段階で社会に貢献されている、すばらしい方です。

医院は個人事業、幼稚園は学校法人、お寺は宗教法人、禁煙推進というボランティア活動はNPO法人という組織で運営されています。

それぞれの活動を展開していく上で、個人事業、学校法人、宗教法人、NPO法人という組織がなければ、すべて先生一人の個人の活動になってしまいます。そうすると、非常に活動する上で混乱が生じ、活動しにくくなります。それぞれの活動がよりスムーズに行えるように色々な組織が生まれてきました。

それぞれの活動目的を達成するためにいくつもの組織形態があるということも、社会の多様化の典型的な例だと思います。

組織は人の集まりです。色々な組織をうまく運営していくためには、組織をマネジメントできる能力が必要です。そして、うまくマネジメントしていくためには、コミュニケーションをうまくできることが必要です。コミュニケーション能力とマネジメント能力が、「多様化社会に適応できる人材」に繋がるのではないかと思います。

会館建設記念式典・祝賀会

平成15年5月、第55回定時総会において会長が「5年以内を目処に新会館を建築する」との回答をされて以来、約4年の月日を経て平成19年3月15日新会館が完成しました。建物は一級建築士事務所A-studioによる設計で京町家風、近隣の町並みとも調和のとれた、それでいてずっしりと存在感のある四階建建物です。施工は株式会社田中太工務店、旧会館の基礎が相当強固であった事など完成までには随分苦勞をなされたそうです。また会館建設実行委員としてご尽力下さった先生方へも感謝申しあげるべきでしょう。

新会館の完成に伴い京都境界問題支援センターも開設され運用が始まります。数々の研修、その講師としてお世話になった先生方、先行して運営されて



いた会への視察、その全てがここに結実する事になります。新会館そして支援センターが共に地域に根付き、京都土地家屋調査士会の発展の象徴となって欲しいものです。

完成を祝う記念式典は、平成19年3月28日京都ホテルオークラにて各方面より大勢の来賓をお迎えし開催されました。この会は、新会館と共に産声をあげる京都境界問題解決支援センター設立の式典でもありました。

式典に引き続き開宴された祝賀会は琴の音色で始まり、途中舞妓さんの祝舞有りと雅な雰囲気で大盛況に行われました。完成した京町家風の会館同様「京都」に相応しい祝賀会でありました。

京都境界問題解決支援センターの活動報告

今日に至るまでに、全国の境界紛争解決センターも25カ所で開催されています。各会の会員数の違いや弁護士の人数確保の難しさなど、様々な地域的な事情も踏まえ、全国50の単位会の過半数が開催出来たことを考えれば、資格者ADRセンターとしてのスタンダードになっている事は紛れもない事実で、センター構成員としての社会的責任の重さを日々痛感しているところです。

「京都境界問題解決支援センター」は、全国で22番目の開設になります。本年の4月3日のセンターオープンから4ヶ月程経過し取扱事件数も順調に推移しています。（*資料1 取扱い事件数参照）

皆様もご存じの通り、平成19年3月28日京都会新会館のお披露目を行い、時を合わせてセンターもオープンに何とか漕ぎ着けることが出来ました。ここに至るまでのセンター準備委員の皆様のご苦勞と、関係して頂いた方々の多大なるご助力があってのことと大変感謝しております。

特に京都会のセンターの立ち上げに際して、法律的な内容の教授、調停に関する技法の指導にと、多くの方々が講師として携わって頂き有り難うございました。以下に講師の方々のお名前を掲げ感謝の言葉に代えさせていただきます。

東京家庭裁判所 判事	上原 裕之 氏
桐蔭横浜大学法科大学院	教授・弁護士
	大澤 恒夫 氏
九州大学 教授	レビン小林久子 氏
京都大学 教授	山田 文 氏
早稲田大学 教授	和田 仁孝 氏
	(講師名 50音順)

さて、オープン当初はNHKのテレビ放映を始めとしたマスコミ媒体の絶大な効果もあり暫くは反響を得ておりましたが、それも時間の経過と共に落ち着きを取り戻しております。これからは行政との連携も含めた地道で堅実な広報活動を展開していく予定です。

しかし、この頃は法務局の筆界特定室に相談に行かれた方からの相談案件も徐々に増えつつあります。京都地方法務局管内での人口比率における筆界特定申請率は、確か全国第4位ぐらいだったと記憶しております。このことは、決して世間一般で言われる様な京都人的な要素が境界問題としての紛争性を内在している、若しくは紛争が内在し易いと言う訳では無く、第二次大戦の戦火を免れて今日まで古くからの資料が比較的紛失せずに残っている京都故の地域性の事情が作用していることと思われれます。

これらの地域的な事情も踏まえて、内在している紛争性のある境界問題が表面化してきた時に、如何に円満に解決する為の役割の一つとして機能することが出来るかがセンターの重要な使命でもあります。

京都会のセンター業務の流れは次の通りです。まず始めに相談者は、前もって予約をした上で、無料の事前相談を受けて頂きます。事前相談とは調査士2名が担当し、相談者の話しを聴くことにより、相談者が何を望まれているのか、センターの手続の流れや費用の説明を行い、事案毎のスクリーニング（振り分け）を行います。

相談者の中には、紛争が有ると誤解して相談に来られ、担当調査士からの助言により誤解が解け納得

されて問題が解決する事例も多くあります。このこともセンターの役割としてとても大切なことです。

事前相談を経た上で、相談者が調停手続を希望された場合に、有料の相談手続に移行します。相談とは、調査士1名と弁護士1名で担当し、調査士としての筆界に関する専門的な意見、弁護士としての法的な意見も含め、事案毎の具体的な解決方法についての助言を行います。これらの相談を経た上で、運営委員会が調停が適当と判断したものについて、調停手続に移行します。

京都会のセンターは、調査士法第3条第1項第7号の規定に基づく、法務大臣の指定を本年6月6日に受け、認定調査士が弁護士と共同受任を前提とした代理申請をセンターに行うことが出来る様になりました。認定調査士は、前年の認定試験後の登録に続き、本年も第2期の認定試験後の登録が行われています。今後は認定調査士が多く誕生することに合わせて、認定調査士が代理申請する機会が増えてくることと思われます。センターとしては、認定調査士としての代理申請以外に、多くの調査士が補佐人として手続に参加されることも望んでおります。このことは、調査士が筆界特定の代理申請を行っていることと同様に、紛争性のある境界問題を解決する手段の一つとして、調査士が申立人・相手方と一緒に補佐人としてセンターの手続に参加し、専門的な知識・意見を述べて頂く事も重要な調査士業務の一つであると考えております。

これからは一人でも多くの調査士に、センターで行われている業務を理解して貰える様に啓蒙していく事もセンターの大切な役目であると考えておりますので、制度発展の為により多くの会員のご理解とご協力をお願い致します。

京都境界問題解決支援センター取扱件数

平成19年7月24日(火)現在 (平成19年4月3日開設)

内 容	件 数
電話受付	64
直接来所	5
事前相談申込書・リーフ送付	45
事前相談実施	26
4/10 5件 6/12 3件	
4/24 4件 6/26 2件	
5/8 4件 7/10 2件	
5/22 2件 7/24 4件	
事前相談予約	0
有料相談実施	3
5/17 6/21 7/19	
有料相談予約	2
8/23 2件	
調停申立	2
調停手続申立予約	2
* 申立書は未提出	



京都境界問題解決支援センターの相談員を体験して

～ 弁護士と調査士のコラボレーション ～

丹後支部 吉岡宗典

～お隣さんとは、仲良くしたいね～ 京都境界問題解決支援センターは、本年4月3日にOPENしました。昨年の第1回特別研修を受講したことから、このセンターの相談員・調停員の候補者になることになりました。

そして、あっという間に相談員の順番が回ってきて、先日、弁護士さんと2人で相談を受けることになりました。相談を受けるにあたり、数回の説明会とマニュアルから得た知識しかありませんでしたので、当日の展開がよめないまま、相談日を迎えることになりました。ちなみに、弁護士さんとは、相談の10分くらい前にはじめてお出会いしました。また、資料は相談がはじまってから見ることになりました。

司会進行は、私が行うことになり、事前にマニュアルにそった次第を作っていたので、それをもとに進行することにしました。申立者に内容の説明を求め、私も気のついたところから問いかけをしてみる。弁護士さんも、時に質問をされていました。そうしているうちに、残り時間は15分くらいになってしまいました。持参いただいた資料は十分ではないし、再度相談を受けたほうが良いのか、次回は調停申立をしていただくのが相当なのか、難問であったこともあり、答えは簡単にはだせませんでした。

こうして、はじめての相談員を体験した訳です

が、次回相談員を受けることがあれば、事前に弁護士さんと役割分担を打ち合わせするなど、意思疎通をはかっておきたいと思いました。それから、調査士2名で受ける無料相談については、私自身経験したことはありませんが、その無料相談から今回の有料相談になるため、有料相談がスムーズに受けられる工夫が必要ではないかと思いました。

この制度は、今後改良が加えられ、利用者の視点にたって段々と利用しやすいものになっていくものだと思います。また、取り扱える内容の範囲が広いので、日常業務の中で行き詰った問題がありましたら、利用されてはいかがでしょうか。それから、「ADRは、日ごろみなさんが仕事でしていることですよ!」とよく耳にしますが、調査士としての立場はまったく違うものであると思いますので、依頼者との関係、隣接者との接し方は、はっきりと区別することになると思いました。

最後になりましたが、今回の相談を受けるにあたり、美濃センター長、若林副センター長には、大変お世話になりました。

京都産業大学寄附講座

広報部 山 腰 昇 士

大阪土地家屋調査士会が昨年まで担当していた京都産業大学寄附講座が今年度から京都会が受け持つことになり、私も講師の一人として参加させて頂けることになりました。

土地家屋調査士がこの講座を受け持つことができるまでには種々の苦勞と大きな熱意があったことを第一回目の講師打合せの際に大阪会の方より教えていただき、大変感銘を受けました。その熱意を受け継ぎ京都会の担当講師陣も講義に挑もうと、授業内容を考えてきました。

この講座に登録した学生は約420名ということ。人数の多いことに驚きました。講堂も700名が入れるとても大きなものです。

今年の講師陣は、大阪会が浅井敬先生、山脇優子先生です。京都会は、平塚泉先生、中邨昭生先生、来住弘之先生、斉藤大輔先生、末永貴裕先生と私、山腰です。この原稿を書いている段階では、授業は13回の内、第9回までを終了しております。それぞれの先生は、土地家屋調査士の仕事で経験されたことを踏まえ、個性的な授業を展開されてきたように感じました。学生にとっては、毎回いろんな具体的な話を聞いて楽しかったのではないかと思います。私もいろいろと考えましたが、大勢の学生を目の前にするとなかなか思うようにはいきません。大分緊張しました。私が担当したのは、「登記の対象たる建物とは：建物意義・認定基準・登記の必要性」だったのですが、「こんな建物も登記できるのか？」というような建物の写真を使って説明したりしました。東京タワーや東京ドーム。これはみんな知っていましたが、屋内スキードームで一世風靡した「SAWS：ザウス（千葉）」は取り壊されてしまっていることもあり、ほんの数人しか知りませんでした。年齢さを感じてすこしショックでした。

第6回の末永先生のときの講義内容が「測量・面積計算の基礎知識：土地地積測量図、建物図面解析のために」であり、中邨先生から、教室にトータルステーションを持っていったらどうかとの提案があり、授業の終わりに「興味のある人は小テスト提出の際に見て行って下さい。」と言ってみたところ、私は、法学部の学生ですから5分の1ぐらいが見ればいいほうかなと思っていましたが、学生のほとんどが見ていきました。すごい反応がよく、トータルステーションは大人気でした。このような機械を駆使して、地積測量図ができていくんだということ、また、その図面をもとに登記簿の地積が記載されていることといったつながりを感じてくれればいいなと思いました。

不動産登記法の講義を通して、土地家屋調査士が重要な役割を担っており、私たちの知識や技術が必要であること、また、受講した学生たちが将来の職業選択の一選択肢として興味を持ってくれればと考えています。若い人たちに接する機会は仕事をするようになってからはめっきり少なくなりました。今回このような機会を頂いたことに、大阪会の先生方に大変感謝しております。



第7回全国定時大会開催報告

京都土地家屋調査士政治連盟会長

田 中 牟



去る平成19年3月26日、都市センターホテルにおいて、全国土地家屋調査士政治連盟定時大会が開催されました。

司会は伊藤副会長（福岡会）が務められ、開会の辞は安藤副会長（東京会）が開会宣言。井上会長（群馬会）の挨拶では、平成13年6月に政治連盟の設立、その後自民党調査士制度改革推進議員連盟及び公明党調査士制度改革・振興議員懇話会等が次々と立ち上げられたこと、地図に関する勉強会、又、地図混乱地域の問題等に対して理解をいただいたこと、更に土地家屋調査士が安定した職業となり国民のために努力できる業種になるか等について政治連盟は考えている等の内容でありました。

次に、政治連盟の会員拡大・維持に多大の功績を残された単位政治連盟に対して表彰状が授与され、又、大幅に会員増員に寄与した埼玉会に感謝状が贈呈されました。

来賓紹介

日本土地家屋調査士会会長 松岡直武様・副会長 横山一夫様・常任理事 待野貞雄様、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会会長 鈴木洋美様。

その後、活動報告、平成18年度収支決算報告等の大会次第に沿って進行了ました。

又、役員改選期であり、井上会長が再選されたことも報告いたします。

平成19年度運動方針について、全容を以下に掲載いたします。

平成19年度運動方針

土地家屋調査士政治連盟が結成されて7年目の今年度は、過去の足跡を鑑み、将来の土地家屋調査士制度を確固たるものとするため、多岐に亘る内部充実が重要な課題の年であります。過去の6年は、政治連盟の目的に基づき、不動産登記制度が時代の趨勢に適合する大改革に、影の力となりその役割を果たしてまいりました。

特に、土地家屋調査士法の改正では日調連と協働で、調査士が有する専門的能力を十分発揮し、社会に果たす任務を明確にした上で、業務の確立を成し得てまいりました。所謂、事業の中心的スタンスが外部に向けての働きかけでありました。その結果、土地家屋調査士政治連盟の存在価値は社会から高く評価されるに至りました。

しかし、組織内部を顧みますとき、会務運営並びに財政基盤は些か不安定な要素が存在するのも事実であります。その意味から今年度は、当政治連盟の存立目的に基づく、外部に対しての働きかけは従来

どおりとしながらも、その反省に立ち、単位調政連のご理解のもと、組織内部の充実に努め、土地家屋調査士制度の充実・発展と、土地家屋調査士の地位の向上を図り不動産登記制度と国民の権利の擁護に貢献するため、政治活動に積極的に取り組んでまいります。

1 組織の強化と団結

- ①会員拡大による制度の確立
- ②財政基盤の確立
- ③全調政連と日調連、単位調政連と単位調査士会との連携・協調
- ④全調政連と全公連との連携・協調
- ⑤部会制の検討

2 立法機関・各政党との関係

- ①議員連盟並びに議員懇話会との連絡・協調
- ②選挙に関し、政治連盟の目的に沿った積極的活動

3 登記所備付地図整備

- ①既存地図並びに法14条地図の整備促進
- ②地図情報システムの全登記所備付への促進

4 関係法令改正への対応

5 広報活動

以上

ちなみに、大会の議長は私、京都政連の田中牟が務めさせていただきましたことを申し添えます。

又、先の統一地方選挙では、京都府議会及び京都市議会に京都土地家屋調査士政治連盟が推薦しました大変多くの方々が当選されました。

特に、京都市議会に上京区から立候補されました京都土地家屋調査士会会員の寺田一博先生が見事に

当選されたことは、大変喜ばしくありました。

これも一重に京都土地家屋調査士会員の皆様のご理解とご協力の賜物と感謝申し上げる次第であります。本人に変わりました厚く御礼申し上げます。

寺田先生には、土地家屋調査士のみならず、京都市全体の或いは京都府とのパイプ役として、今後益々のご活躍を期待申し上げます。

以下に、これまでにご尽力いただいた一例を申し上げますと、

・土地家屋調査士制度の啓蒙

総会、新年協議会の機会等に京都市に対し、土地家屋調査士への理解を深める。

国際地籍シンポジウムにおいて京都市に対し、土地家屋調査士の役割をアピール。

・安心、安全の街づくりにおける狭隘な道路への取り組み

19年度に予算化を行い、調査・対策に着手。

・京都市道路明示課と土地家屋調査士会との協議

・京都境界問題解決支援センターと行政との連携
行政の相談窓口に対し、センターについての理解を求め連携を図る。

等々、数多くのご協力をいただいております。

調査士制度の発展に「あってよかった政治連盟」。

京都会員の皆様、今すぐ政治連盟に入会しましょう。





まとまりのある対応を (入札制度について)

社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 渡 邊 正 平

先生方に於かれましては益々ご健勝にてご活躍の段、お喜び申し上げます。

又、日頃は（社）京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下協会）に対しましては格別のご理解とご協力を賜っておりますこと心より深く感謝申し上げます次第でございます。

さて、近年急速に具現化して参りました、諸官公署の業務発注形式の入札制度への移行は、我々調査士業務に携わる者にとって極めて大きな問題であり又、元来随意契約を基本として業務受託をして参りました当協会にとりましては一層深刻な事態であります。

当面はその影響を大きく受けるのは協会の業務である事は衆知の通りでございます。

時代の流れ、要求という一束の理論の中で、又競争という名目の下我々の業務に対する価値観が価格のみで評価される事への苛立ちは多くの先生方も感じておられると思います。

全くの私見で申し訳ありませんが、この問題は単なる協会業務の問題だけではなく、いずれは調査士制度そのものへの急速な波及に繋がるものであると考えております。

言い換えれば、自由競争の基あらぬ方向に向けば、行き着く先は強制入会制度の撤廃に至るもので

は無いかという危惧が生じるのであります。

元来、資格業は良き意味合いから主務官庁の厳格な管理、監督の下職責を果たし、国民の信頼に応えるべくその業務を遂行していかなければならないものではないでしょうか。

自由競争の中で監視体制（機能）が働かなくなった他の士業界に生じた一連の大社会問題、不祥事は我々の記憶に新しく、この事が一端としてあるのではないかと思えてなりません。

我々の業務の基本がその多くを委託によるものである限り、価格による競争よりも資質、処理能力等を十分に担保出来る競争であって、初めて国民の皆様から信頼を寄せられる専門家集団となっていくのではないのでしょうか。

今こそ個々が無秩序に、自己のその場だけの利益に走るのではなく、自利利他の志を持って精進し、良識ある調査士会員としての自覚を再認識して活動する事こそ最も寛容な事ではないかと思っております。

調査士制度の維持と発展と、そして後に続く方々の将来への希望の継続の為に！

法第14条地図作成作業完了報告

(PROJECT14)

法第14条地図作成実行委員会

社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会が京都地方法務局より受託し、平成18年6月より作業に着手、平成19年3月30日無事京都地方法務局へ成果品を納品をしました。

前回モデルとして地図作成(17条地図)から約20年まったくの手探りで作業に突入し、十分な準備も出来ず、作業に参加していただいた会員の皆様には大変な苦勞をかけてしまいましたが、最後までご協力いただき、心より感謝し、お礼申し上げます。

平成18年7月4日から8月中旬まで毎週3日間6班体制で、雨の日も照る日も、梅雨空の下現地立会作業をし、9月より順次一筆測量に着手、また測量の間も筆界の確認の取れない地権者と何度も現地で立会をしながらの作業であった。

平成19年1月26日から30日まで、紫野会館で縦覧を開催し、事前に地積を案内していたため、会場に来られた地権者は1日あたり平均10名程度であったが、異議申し立てをする地権者も数名おられました。

異議申し立ての内容は、地積の増減によるもので、最終ぎりぎりまで調整し、納得いただき?確定された土地もありますが、最後まで了解が得られず残念ながら筆界未定として処理した土地もあります。

成果品



結果、測量した面積252、486㎡(道路、筆界未定地を含む)確定した筆数976筆でした。

成果品は、1班から6班まで各班ごとで納品しています。

以下に作業参加者の感想、意見、提言を載せています。今後の参考になれば・・・

・実行委員会、作業参加者の皆様のおかげで、私は、結構楽しく作業させていただきました極端な低予算での作業であることから、利益より経験を積むことを優先するという趣旨で、多くの方にお声をさせていただいた結果、我が班は19名で作業することとなりました。参加すると決めていただいた上は、不平不満無しに黙々と作業をこなしていかれる方々にプロ意識の高さを感じ、また敬服いたしました。

・4級基準点測量作業にも参加させていただき、作業の準備、進め方等を勉強することがありがたかったです。おかげで、日常業務において、4級基準点測量作業をそれほど苦痛と思わずに行うことができました。

・暑かったり、土砂降りの日もあったりしましたが楽しく作業できました。

・1日だけしか立会には参加していないので、あまり感想はありませんが、ずっと立会に参加しておられる会員様のご苦勞がわかります。(酔たものもいる?)

・点ノ記作業は、良い経験になりました。

やはり、時間的な制約が平日に集中する為に変な作業でした。

・当初参加の予定はありませんでしたが、急きょ参加させていただきました。他の調査士の先生の話や立会の進め方等勉強になりました。

個人で受けている仕事ではなかったので、プレッシャーがなかった。

- もっと皆さんに楽しく作業していただける環境を準備できればと思いましたが、なかなかそうもいかず、当方の班長としての力不足をあらゆる面で感じました。
- 現場のポイントのカメラ撮影などを担当しましたが、機械の操作に慣れない他の人のデジカメなどを使うことで、うまく撮れてなく、再度やり直したこともあった様に聞いております。そういった細部についても事前打合せで行っておく必要があるのかも知れません。(次回?の教訓として)
- ほんの少しの参加なので申し訳けなかったです。
- 班長の指示に従って行動していたので反省することは無い。
- 基準点測量や対回観測などのグループ内外での統一(機器の違いで)が、難しく、事前に計算の条件等をしっかり確認しておくべきでした。
- 何もわからないまま参加させていただいたので、お役に立てたかどうか。
- プレッシャーがなかった分、十分な仕事が出来たか・・・?
- 法務局職員の中に、作業に対する意識の低い方が数名おられたのは残念でした。(立会中の居眠り、日傘をさしての立会、名札の未着用 等々)各出張所から何名という選出も局としては致し方ないかもしれませんが、参加希望者を募るなどして、意識の高い職員さんに参加していただければと思います。(実際、会計、人権、供託等の部署から参加してくださった方の中にも意欲的な方もおいででした。
- 道路に面した境界点のみでも良いから、ペンキだけではなく境界標を設置するようにしたい。(当然、国の予算で・・・)
- 法務局の立会手続きに基づいて立会に行って現地で始めて欠席を知ったり、事前郵送してボランティアとしてではなく、正当な業務としての予算の獲得をお願いしたい。
- 同じ地権者にはなるべく立会等の回数を減らす意味での連携を密にすべき。
- せっかく立会しているのに、境界を、ペンキだけで済ませて、流れ作業のように処理していくのは、どうか?もう少し、時間に余裕をもたせた方が良い

と思った。

- 局の現地立会担当者の中には、立会に相応しいと思いがちな人や服装の人がいたので、次回、14条の参考になるよう、こうしたらよかったとかをリストアップして頂いたらよいのではないのでしょうか。
- ほんの3~4日お手伝いしていただけなので、多くのことを書けませんが、新しいお知り合いもできて、うれしかったです。
- 縦賢期間までは道路負担されている地権者の説得状況の情報は必ず、区役所なりの課税機関から入手しておき縦賢機関にも同席を願う事。
- 調査士本職のノウハウ(話の進め方、説明方法など)が多数披露されたことが予想された立会に多くの法務局職員に参加して貰うことが出来なかったのが残念です。
- 時によっては、立会に時間が掛かり所有者に待つ頂く時間が長くなっていったケースもあり、細かなケアが出来ていなかった様に思う。自宅として居住している所有者も多かったことから室内で待つ貰うなど、一言声を掛けるなどが必要と感じた。
- 事前に十分な資料(事前に復元された数値資料等)が無かった為、現況の占有状況等の把握などは出たところ勝負の状態が続いていたので、普段の調査士業務からはかけ離れていた様に思われる。各所有者への説明も充分出来ていないのが、正直なところなので改善が必要だと感じている。
- 事業を理解して頂けない所有者もおられたので、立会が出来ずに何度と無く再立会のお願いを現場事務所が行っていたが、事前に意思疎通が図れていない所有者には予想以上に手間が掛かったと思われる。早めの見切りで対応が後手に回らない様に対応する必要を感じた。
- 全体の流れ(役割分担の徹底)が十分に把握出来ない状態で作業を先行してしまい、後々の作業が後手になってしまっていたので、要所の中で今までの作業を確認する時間(余裕)も必要なのだと実感した。
- 他の班が何処まで作業を進めているかなどのタイムリーな情報が少なかった様に思われる。データの遣り取りなどの連携が必要なケースでもスムーズでなかった様に思われる。
- 街区データ(街区合計面積)の把握など事前に作

業出来るものと事後の作業で取得するデータとに分けて行くともっと効率良くできたと思われる。

・境界特定制度ができて初めての14条地図作業に参加させていただき光栄に思っております。関係者の皆さん本当にご苦労さまでした。

・14条プロジェクトに参加させて頂いて、三脚の据え方にも私の知る以外の方法があり、諸先生方の立会説明の進め方等々で、いろいろ良い経験をさせて頂きましたが、一言で表現すれば「反省」であります。

・私と諸先生方との経験・知識等で実力の差があり、また、私が参加できる日に限界があった為に主要な先生にばかり最後まで、ご負担を掛けた事を反省しております。（参加しなかった方がスムーズだったかも・・・）また、班別の区域の中でいくつかブロック割にて担当者を決めて進める等にて、現場の立会、測量、図面作成時の交点計算や最終の縦覧期間等、主要な先生方に負担を避けられる事ができなかつたらどうか、等々・・・「反省」今後は、少しでも諸先生に追いつくように努力したいと思います。

・私としては、交点計算等により作った境界点に境界標識を埋設する作業をしていて思った事ですが現地のどのあたりに境界がくるのか、実際はよく理解をされていない所有者がおられて、埋設前は縦覧後の方が作業しやすいと思っていたのが、実はそうでは無く縦覧前の方が良かったのかも思ったりしたので立会い後の決定した境界には、必ず鋏かペイント等により明確にして確認をしてもらおうといったことが、必要ではないかと思ったりしました。

でもそれをしたらしたで、いろいろと別の問題がでそうですが何か良い方法を考えておかなければプレート、杭を埋設してから観測した方がよかったのではないかと（交点計算以外）

・立会時の測点名を成果まで使用していくことはできなかったのか？

・仮測量をする時間が今後14条地図を作成していくうえで必要ではないでしょうか？



立会前の全体会議
(旧調査士会館)

「作業に参加していただいた先生方（敬称略）」

1班 班長 若林 智

西田盛之、阪本樹芳、山藤長継、戸田和章、大山幸夫、竹中一男、山本雅史

2班 班長 新邦夫

上西成雄、宮坂雅人、南 育雄、信吉秀起、坂本浩一、東田秀一、盛田吉人

3班 班長 久保武美

山田一博、中邨明生、山内利隆、山崎春男、今井茂男、梶谷 誠、前野春俊、山本剛彦、中原 一

4班 班長 木村正和

前田精一、松尾康夫、永井剛志、平塚 泉、喜多見長兵衛、大濱茂生、宮下一人、津崎 廣、藤村 勉、南山雅俊、室井雷三、西田敏彦、奥田博、浅井耕一郎、寺田一博、山本 晶、池谷一郎、宮井邦造

5班 班長 竹上 均

桑山 新、北村尚嗣、渡邊智之、山本貢義、安井和男、大江友基、前野新治、田中淳子、広瀬竜哉、藤本恵利子

6班 班長 出野洋司

森本 隆、井上豊治、山下耕知、大西 淳、梶田憲義、茨木義久、長岡賢造、吉田昌治

本当にご苦労様でした。



現地事務所で、京都市道路明示課と
現地踏査前の打合せ



打合せ後各班で既明示箇所の確認



大阪管区局長と京都地方
法務局長の視察



炎天下の中、塀の上に登って筆界調査



現地立会后、現地事務所で立会結果の整理中



測量作業中



縦覧会場（紫野会館） 局の職員がお出迎え



地権者への説明もスムーズに



納得して頂いただけましたでしょうか？



縦覧終了 お疲れ様でした。

不動産登記規則93条但し書き 不動産調査報告書について

業務部 西尾 光 人

はじめに

移行期間も終わり、土地家屋調査士である会員のすべてが使用している不動産登記規則93条に定義された不動産調査報告書（以下、調査報告書）について、私見も含め述べさせていただきたいと思えます。

プログラムの入力方法等運用に関する部分については、昨年10月、今年2月に実施した研修会にて解説等させていただき、また、支部においては、連合会の伝達DVD及び直接お話をさせていただいた経緯もありますが、制度背景及び意義については、あまり話す機会もなかったように感じますのでその部分を中心に述べてみたいと思えます。

制度背景

近年、国家がグローバル化・高度情報化社会を急速に推進していくために、国民の利便性（規制改革等）・ネットワーク技術の革新（情報構造の構築）を基軸に社会が推移している中、社会を取り巻くフレームワークが更新されようとしています。

土地家屋調査士として、特に注目すべきは、司法制度改革推進本部、都市再生本部が提唱した改革案であると思えます。

司法制度改革は、我々に民間紛争解決手続代理認定資格（ADR代理）付与し、都市再生本部は、筆界特定申請代理権等手続に関与すること・都市再生街区基準点を包括的に使用すること（市町によって異なる。）・地図作成業務に関与すること（法14条地図作成・地図整備作業等）等を付与され、いわば国家として変革を余儀なくされた部分の適正を資格者として認められたと言えるところではないでしょうか。

登記制度における改革（土地家屋調査士の側から）

改正された不動産登記法（個人的には、マイナーチェンジでなくフルモデルチェンジと思っているが）は、概ね六つに分類されると思えます。

- ・電子情報処理を前提（平成16年改正オンライン申請）
- ・電磁的記録の原則化（地図の電子化・XMLの署名ツールは、法務省HPに掲載）
- ・実地調査制度の再考（京都においては、平成19年7月1日より、改正実地調査要領を運用）
- ・筆界に関する定義の明確化（法123条により、筆界と所有権界の区別を定義）
- ・境界紛争に関しての裁判以外の解決方法（筆界特定制度、ADR）

・地積測量図の高度化（規則77条、地理空間情報活用基本法、地図情報システム、地籍調査）

このように改革された登記制度に対して我々は、業務体系の見直しを余儀なくされるのは、火を見るより明らかであると言えます。

土地家屋調査士が作成する不動産調査報告書の意義

規則93条には土地家屋調査士が作成した調査報告書が添付され、その他の事実を総合的に登記官が判断した場合、実地調査を省略できる旨、記載されています。（改正実地調査要領にも）

そこで土地家屋調査士だけにいわば特権的な権限（資格者そのものを名指しで明記するのはあまり例がない）が付与され、また評価されたのか、それは言うまでもなく、不動産に関する資料収集・資料解析・現地調査測量・法的判断を総合的に分析できる完全に自立した組織を有するプロの集団で存在しているからであります。

規則93条の意味を理解しない、若しくは、理解しようとしなない一部の土地家屋調査士により、規則93条の本質的な意義が損なわれるようなことは、絶対に避けなければなりません。

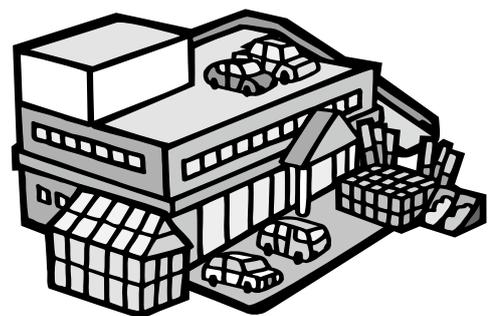
解からない・時間がかかる・登記が通る（従来の物でも）・実地調査行ってもらっても構わない等の理由で従来の調査書を使い続けるなど本末転倒な事態は、避けなければならないし、絶対に許されることではないと考えます。

最後に

我々の根幹である不動産登記法の大改正、土地家屋調査士法の改正を経験し、会員の皆様においては、疑問を持ち、現状の変化にずいぶんと戸惑いを持たれたことと推察いたします。

しかし、この2年の改正については、国が変革を余儀なくされた部分に土地家屋調査士制度は、資格者としてその存在が必要とされ、社会的に認知された証であると私は、信じております。

会員の皆様には、土地家屋調査士法の3条を再度熟慮され、今まで以上の能力を身に付け、新しい制度のステージにチャレンジしていただきたいと思っております。



ザリガニ釣り

みやこ北支部

森 本 隆



先日 [5月末の日曜日の夕方]、昆虫や魚など生き物大好き的小学校四年生になる息子のリクエストに応えるため、嵯峨広沢池にザリガニ釣りに行きました。約1時間、30年ぶりにタコ糸&スルメイカのセットで真剣にチャレンジしましたが、釣果は息子がなんとか1匹釣上げたのみで散々なものでした。かなり悔しかったのですが、陽も暮れかけ雨も降ってきたため、密かにリベンジを誓い当日は涙ながらに撤収しました。ちなみに、当日の同時間帯でもポイントによっては、5~6匹/1時間の釣果の親子連れもおられました。

帰りの車内で息子は私に『今日は釣れなかったな！でもおもしろかったし、また、連れてきてな！』と、釣果からは考えられない満足した顔でそう言ってくれました。

(実際アタリは何度か有り、水面付近までは餌をはさみあがってきたが、水面を出ると餌を離してしまいバラシていた)

そして、ご想像のとおり、翌週の日曜日の朝9:00に息子の笑顔と、子供の頃からザリガニ釣りには自身があった自分の安っぽいメンツの為に、再戦を決行しました。現地には、既に数組の親子連れがいましたが、狙っていたポイントは確保することができました。

結果はリベンジ成功です。戦闘開始よ

り、ザリガニを次々とゲットできる為(一つの仕掛け[えさ]に3匹釣れることもある)、前回との違いに我が息子は感動したのか、最初の10分間、息子は釣れる度に歓声を上げ、その声に周囲の人も微笑ましく見てくれていました。

釣果はというと、2人で50~60匹/1時間でした。ちなみに、当日の同時間帯でも廻りの人たちは平均で、5~6匹/1時間の釣果のペースの様でした。

この結果は、前週の経験[事前調査]と目標成就への執念[行動計画立案]の賜物だと思います。少し大げさすぎますが・・・

なにはともあれ、息子の笑顔を見ることができ、又、自分のコダワリにも納得することができ、親子の絆を深めることができた2週間でした。

今回、ザリガニ釣りをとおして、私が学習した点は、

『目標成就』には「事前調査」と「行動計画」が大事である！

と再認識することができたことであり、今後の人生設計及び調査士業務に役立てたいと思います。

14条地図作成作業に参加して

西山支部 支部長

出野 洋 司



私が担当しました6班（8名）は、北区紫野西御所田町（北大路堀川周辺）の全188筆でありました。この周辺地域は、昭和11年当時に耕地整理がなされた地域であり、区画が整っており、一見公図だけを見ると作業が行いやすく見える所です。しかし路地に入ってみると、連棟の建物や建物と建物の間が数センチしかなく、中に入らせていただかないと裏の筆界に行けない土地がたくさんありました。また、そうして中に入れば確認できるのでしたら良いのですが、全く確認できず屋根に登ったり、ベランダからのぞき込んだりして立会という事もありました。地図作成地区として、もっと作業の行いやすい（あまい？）ところは他に無かったのかと今でも思います。

立会作業が7月4日から行われ、毎週火・水・木曜日の3日間で5週間続きました。班の中で作業分担を行い、地権者と立会・野取り・マーキング・復元や距離の確認・写真撮影に分けての作業で、1日平均5人の先生方にお世話になり、延べ75人の作業でした。梅雨の時期でもあり、悪天候や仕事で欠席される地権者がたくさんいらっしゃるのかと思いましたが、現地事務所の法務局職員さんの日程調整のおかげで、ほとんどがこの5週間で完了いたしました。本来、立会前には現況測量や復元測量をし、現場状況の把握をしてのぞむべきでありましたが、期間の関係により、ぶっつけ本番の状態で行いました。このため、立会中に復元をしていて手が足りなくなる、現況と地積測量図に違いがありその説明を求められる、後日復元をして立会の時の話と違った事により再立会をしたりと、作業がどうしても後手になってしまいました。又、道路の立会（明示課の仕事）についても同時に行ったため、旧側溝や幅員の説明をして理解頂くのに苦労しました。この立会作業に同行し、諸先輩の先生方の立会は本当に勉強になり、自分にとって最高の経験となりました。

立会作業が完了し、9月から測量作業に係りました。6班は4人ずつの2班体制で行い、延べ70人の作業でした。調査図素図（公図に立会した結果を加えた図面）をもとに筆界点を測量するのですが、マーキングの出来ないところなどでは「ここどういふ話やった」（素図をあまり詳しく書いていなかったため）などという事もありました。又、家の中に

入らないと測量出来ない点が多くあり、その都合により段取りがうまくいかない事もありました。時にはビルの階段の踊り場（4階）から測量した所もありました。この様な事もありましたが、地権者の方々には何度もお伺いし、お世話になった方もありましたが、本当に協力的でしたし作業についてご理解頂いている方がたくさんいらっしゃいました。

その後、測量結果に基づき画地計算を行いました。現場で調査図素図に点番を付けてまとめておりましたが、やはり測量からすぐに計算に入ったわけではなかったので、記憶に曖昧なところがあり、心配になって現場に行ったりもしました。このときに役に立ったのが写真でした。測量の時には大変でしたが全点写真を撮っていましたので、頭にその景色がのこっており大変助かりました。

年も明けて1月26日から30日まで、最終の大きな山場である縦覧が行われました。地権者には事前に地積測量図が送付され、地積の増減が気になる場所です。会場である公民館には各班のブースが設けられ、質問に備えて当初からの資料を全部持参し、そこで地権者が来られるのをじっと待ちました。地積の減った土地はたくさんありましたが、6班では5日間で15人の地権者が来られ、なんとかご理解をいただき異議申立なく無事終了しました。

最終的に、6班の担当した188筆のうち筆界未定は2ヶ所の12筆となりました。一旦は解決に向かうところまで行く場面もありましたが、後日また覆ったりと、最後まで解決を図ろうと努力しましたが、この作業が始まる以前より争いのあった2ヶ所であり、その溝は深いものでした。今この文章を打ちながら、去年の今頃は立会の真っ最中だったなと思っております。最後になりましたが、この作業に若輩者の私が班長として参加させていただき、ご無理をお願いしたり失礼な事がたくさんあったかと思いますが、6班の皆様には大変な御協力をいただき、感謝の気持ちでいっぱいです。この紙面をお借りいたしましたしてお礼申し上げます。



変容を遂げる調査士像

城南支部 支部長

中村良三



この3月に調査士会が新しく生まれ変わり、「美しい国」ならぬ「美しい調査士会」として装いも新たに出航しました。今後の事業が目白押しですが、その中で民間型ADR、言い換えれば「京都境界問題解決支援センター」が新会館と共に発足し、その活躍が期待されるわけですが、期待とは裏腹に、その重責に多くの不安を抱えています。

境界紛争と言えば、従来から裁判で解決する方法がとられていますが、これについては時間がかかる、金がかかる、揚げ句の果て思いどおりにならないために痾りが残る、という問題点が幾度となく言われてきました。そのような問題点を解決する方法として考えられたのが、法務局の行う筆界特定制度であり、土地家屋調査士会が立ち上げた民間型ADRと言えるわけです。ところがこれらの制度にも限界があり、例えば筆界特定制度には確定効がなく、所有権の問題は取り扱えない。民間型ADRでは、相手が承諾しなければ手続きが進められないといったことが指摘されております。筆界特定制度は民間型ADRに先行すること1年半、その制度への関心は高く、法務局と共に我々調査士が調査員となり、悩める者への対応に追われているのが実情です。一方民間型ADRつまり「京都境界問題解決支援センター」は筆界特定制度に遅れをとったものの徐々にではあるがその広がりを見せているようである。今回立ち上げた「京都境界問題解決支援センター」では、相談者に対し調査士の専門的知識を駆使し、紛争解決に導く役割を担っております。特に「調停」という未知の分野に足を踏み入れたことで、その場面では専門的知識や長年の実務経験でもなかなか解

決できない事柄も多く、調査士の立場より、ひとり人間として相談者に向き合うことが大切であると言われております。例えば興奮し激高する相談者を前にして、「法華教」に登場する菩薩の如く、相談者を菩薩の化身と考え、調査士である自らの気持ちを自制するのが調停での正しい考え方となるそうです。なぜなら仏教では「怒り」が苦悩を生み出す大きな原因と考えられているからです。相談者の「怒り」に迎合せず、逆らいもせず、平常心で対応することが肝要なのです。「京都境界問題解決センター」として調停した結果が、当事者同士の納得による合意であり、そのことが境界紛争の解決との考え方もあるかもしれませんが、それより我々第三者が関わることによって、紛争当事者が自ら解決しているという姿勢を導き出し、後に痾りを残さないことが真の意味での解決といえるのではないかと思うのです。

この制度では調査士としての力量は当然問われますが、同時にひとり人間として試されると思うのです。ともすれば職責の重さに比して、土地家屋調査士の知名度の低さや覚えにくい資格名が取り沙汰されますが、このような制度の中で国民の目線に沿った地道で直向きな活動をすれば、徒に広報活動することなく国民の記憶に留めることが出来ると思うのです。いずれにしても国民の期待に応えることが、この制度の発展に欠かせないものであり、引いては調査士制度の生き残りに繋がると考えられております。失敗は許されませんが失敗を恐れずに調停員、相談員として京都会から多くの会員さんが参加されることを強く望んでおります。

高齢化社会に思うこと

園部支部

片山文昭



早いもので、私が土地家屋調査士事務所を開業して丸5年を迎えようとしています。考えてみれば補助者の時も含めて、今までずいぶん多くの人たちとの出会いがありました。その中でも以前はあまり接することのなかった高齢者の方たちとも仕事をする上でかかわるようになりました。

以前に京都会の会報で少子高齢化社会のことを、ご自分の家庭のことを含めて書いておられたのを記憶しています。今まさにその時代で、実際私自身もあと何年かしたら俗に言う「赤いなんとか」を着なければいけない年齢になろうとしています。若いとき（もちろん私にもありました）自分はやがて年寄りになるとは想像もつかずむしろ自分は歳をとらないこのままの若さが続いていく、とさえ思っていました。ところが現場で杭を打つとき、穴を掘るとき、自分よりずっと若い連中と山を登っていくときなどなどやはり自分にも・・・はやって来るものだなあと感じるようになりました。

それはさておき最近年金問題や介護サービスの問題、又オレオレ詐欺をはじめとするお年寄りを食い物にした悪質な犯罪など高齢者を取り巻く環境はますますきびしくなるばかりです。特に年配の方を狙った犯罪はつぎからつぎと巧妙に姿を変えあとを絶ちません。こんな中高齢者の方とかかわりをもって仕事をされている先生も多いと思います。

私も今高齢者の方の依頼により仕事をしておりますが、皆さんも感じておられると思いますが以前にも増してお年寄りとの対応が難しくなっているのではないのでしょうか。特にわれわれは、命の次に大事なものと言っても過言ではない実印の押印をお願いし、印鑑証明書まで預からなければなりません。ましてや隣接の関係者として他人の事情によりその大事なものを、時には知らない人に渡さなければならない。お年寄りでなくても慎重な対応になってきます。悲しいことですが、まずは疑って見られることが多いのではないのでしょうか。しかし、こんな時代であるからこそ土地家屋調査士の名前と仕事

を知ってもらいたい。そして信頼を得なければならぬと感じております。

とは言うものの、実際高齢者との対応は大変です。私もあるお爺さんの耳元で声がカスレそうになりながら何度も何度も同じことを話ししたり、一人暮らしのお年寄りで家族もいない為、親戚の人に同席をお願いしたり、時間と労力ばかりかかり正直やれやれと思うことがあります。

ただ、こんなことがありました。以前に京都近郊で仕事をした時のことです。現場踏査に行った帰りに隣接土地所有者のお宅に寄りました。依頼者は面識がなく失礼ながら登記簿のお名前から年配の方が予感できました。訪問してみると私の予感が当たっていたのですが、しかしお話ししてみるとその方から「筆界確認をしなければならないですね」「印鑑証明を準備しなければいけませんね」と答が返ってきました。聞いてみると、以前に土地家屋調査士のもと筆界確認をされた経験があるとのことで、そのときの対応が非常に良かったことがお話しぶりや、私に対する接しかたから想像するのは簡単なことでした。以後私の仕事も無駄な時間をかけずに行うことができましたが、逆にプレッシャーも感じました。ただその方は息子さんのご家族といっしょにお住まいで一人暮らしではなかったので受け入れやすかったとは思いますが、しっかりと土地家屋調査士を覚えてもらい仕事も理解してもらっていたようです。見習いたいと肝に銘じました。もちろん個人差もあり皆が皆こんなふうにはいかないと思いますが、よい印象か悪い印象かは年配の方はしっかりと覚えておられると思います。

前述しましたように、高齢化社会になりお年寄りにとってはますますきびしい環境になってきています。一人暮らしのお年寄りも多くなってきます。「IT化」も急速に進んでいくなかで、また新たな高齢者との対応を求められることが出てくるかもしれないと感じました。

平成19年度法務局測量研修

舞鶴支部

山下 耕一

平成19年7月26日に法務局舞鶴支局にて測量研修が行われました。当日は法務局側から井上支局長をはじめとして5名が参加されました。舞鶴支部からは池田支部長以下会員6名が参加し和気藹々とした中にも熱い時間を過ごすことができました。

今年で3回目となりますが、今回は器械を初めて触るという初心者の方が多く基礎講座という趣でした。研修の内容はトータルステーションを任意に据えて対辺観測と面積測定を行うというものでした。今後筆界特定などで実地調査が益々重要となるため、法務局職員の方も真剣に作業をされていました。そんな姿を見て我々も常に初心忘るべからずということばを思い起こしました。1時30分から4時30分まで、炎天下の中びっしり3時間研修を行いました。最後に質疑応答に移り職員の方一人一人が感謝の言葉を述べられました。いやいや、感謝するのはこちらの方です「どうもありがとうございました。そしてお疲れ様でした。」



昭和41年当時の福知山支部（中丹支部）

中丹支部 支部長

高橋 雅彦



中丹は現在、福知山市内17名、綾部市内6名と、総勢23名の会員を擁する支部です。

今回、私が支部長になり引継ぎを受けた物品の中に、歴代の支部長が保管してきた古い資料が残っていましたので、これら風呂敷に包まれた資料を少しひもといてみました。

支部の発足年月日は、うかがい知ることができませんでしたでしたが、「会員異動届」は昭和38年より、また支部総会の「議事録」は昭和40年8月29日に開催された（会計期間昭和38年7月～昭和40年8月）ものから残されていました。

そこで、次年の昭和41年6月11日に開かれた昭和40年度福知山支部定時総会の議事録を少し紹介してみますと、当時の会員数は福知山支部局管内（田篁会員・盛岡登良夫会員・国重徳吉会員・元廣 實会員）の4名、綾部出張所管内（町井貞一会員・吉田節雄会員・梅原重信会員・西村源太郎会員）の4名、下夜久野出張所管内（月見 修会員）の1名、そして大江出張所管内（新治庫太郎会員・岸本栄一会員）の2名の合計11名で組織され、総会出席者は7名でした。

現在これら三つの出張所はすべて福知山支局に統合廃合されて残っていないことは皆様にも周知の事実だと思います。

ちなみにこの時の支部長は元廣 實会員で、役員改選があり新支部長に田 篁会員、副支部長に盛岡登良夫会員（再選）そして会計に梅原重信会員（新任）が決まったようです。

決算報告を見てみると収入金額が66,655円で支出金額が29,059円と書かれています。収入金額は支部会費（1人一月100円）と支部交付金（1人一月50円）でまかなわれていました。また、役員手当として支部長に5,000円が支給されています。

付帯決議事項としては、この年前後から本会の事務所用の土地と建物を購入する目的で、会債発行による支部割当金65,000円の各会員への負担額決定と、支部会費を100円から200円に増額すること、総会は福知山市と綾部市で交互に行うこと、及び会費の集金について地区世話人を定めることが議決され、さらに非調査士業務の取り締まりに従来どおり協力する旨が書かれています。

そしてこの年の研修会として、「土地の地積と建物の床面積を平方メートル表示する場合の換算方法」についての講習が行われたようです。

以上が昭和40年度の定時総会議事録の概略ですが、この一年度分を開き読むだけでも、当時の福知山支部（現在は中丹支部）の様子とそれを取り巻く本会の状況をも知ることができる貴重な資料ではないかと考え、廃棄の意見もあろうかと思いますが、やはり大切に保管していくべきではないかと自問しております。

お知らせ

学校、社会福祉施設、医療施設も開発許可が必要となります。

都市計画法の改正により平成19年11月30日以降、学校、社会福祉施設、医療施設の建築を目的とする開発行為なども開発許可などを得ないと開発・建築ができなくなります。

個別の計画（京都市を除く京都府の区域。）については、開発計画地を所管する各土木事務所又は建築指導課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

建築指導課 電 話 075-414-5347
F A X 075-451-1991

○向日市、長岡京市、大山崎町の区域については、
乙訓土木事務所建築住宅室
電話 075-931-2478

○宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、
井手町、宇治田原町の区域については、
山城北土木事務所建築住宅室開発指導担当
電話 0774-62-0624

○木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村の
区域については、
山城南土木事務所建築住宅室
電話 0774-72-9521

○亀岡市、南丹市、京丹波町の区域については、
南丹土木事務所建築住宅室
電話 0771-62-0364

○舞鶴市、綾部市の区域については、
中丹東土木事務所建築住宅室建築開発担当
電話 0773-42-8785

○宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町の区域につ
いては、
丹後土木事務所建築住宅室
電話 0772-22-2703

浅田詔夫名誉会長より会館新築のお祝いを寄贈いただきました。



待合室に飾らせていただきました。

会 員 異 動

登録番号772

吉 岡 正 登 嵯峨支部
H19.1.10入会
〒615-0862 京都市右京区西京極
西大丸町43番地
TEL 075-311-2405
FAX 075-311-2304

登録番号773

今 井 貴 之 みやこ北支部
H19.1.10入会
〒603-8021 京都市北区上賀茂西
後藤町11番地4
TEL 075-712-8848
FAX 075-712-8849

登録番号733

吉 見 博 中丹支部
H19.1.9変更 H19.1.12届出
〒620-0035 福知山市字内記10番
地の78
TEL 0773-22-2766
FAX 0773-22-2877
Eメール fugu627@yahoo.co.jp

登録番号774

吉 峯 仁 みやこ南支部
H19.1.22入会
〒600-8008 京都市下京区四条通
烏丸東入長刀鉾町8番 京都三井
ビル3階
TEL 075-213-7666
FAX 075-213-7689

登録番号483

小 林 安 孝 みやこ北支部
H19.1.28変更
Eメール office-kobayashi@keb.
biglobe.ne.jp

登録番号775

三 方 学 みやこ北支部
H19.2.13入会
〒602-0855 京都市上京区荒神口
通西三本木下る生洲町206番地
TEL 075-252-1700
FAX 075-252-1717

登録番号483

小 林 安 孝 みやこ北支部
H19.3.5変更
〒602-0093 京都市上京区大宮
通寺ノ内上る3丁目北仲之町520番
地1 ミレイ大宮1階
TEL 075-417-1833
FAX 075-417-1834

登録番号594

荒 木 研 治 城南支部
H19.3.12変更 H19.3.22届出
〒619-0214 木津川市木津清水86
番地

登録番号695

来 住 弘 之 城南支部
H19.3.12変更 H19.3.23届出
〒619-1112 木津川市加茂町兎並
船屋16番地

登録番号587

錦 見 博 子 城南支部
H19.3.12変更 H19.3.23届出
〒619-0223 木津川市相楽台9丁
目3番地7

登録番号535

加 川 信 義 城南支部
H19.3.12変更 H19.3.24届出
〒619-0223 木津川市相楽台2丁
目1番地14

登録番号692

須 藤 泰 伏見支部
H19.3.30廃業

登録番号720

畑 佳 孝 城南支部
H19.3.12変更 H19.3.30届出
〒619-1152 木津川市加茂町里東
里49番地10

登録番号593

富 田 正 典 丹後支部
H19.3.30変更 H19.3.30届出
Eメール tomita-mt@rice.ocn.
ne.jp

登録番号595

石 本 さと子 城南支部
H19.3.12変更 H19.4.2届出
〒619-0214 木津川市木津清水61
番地3

登録番号246

吉 田 忠 芳 城南支部
H19.3.12変更 H19.4.2届出
〒619-0214 木津川市木津清水27
番地の17

登録番号768

篠 塚 泰 寛 園部支部
H19.4.1変更 H19.4.4届出
〒622-0213 京都府船井郡京丹波
町須知藤ノ森31番地1
TEL 0771-89-1153
FAX 0771-89-1163

登録番号721

森 戸 敏 恵 城南支部
H19.3.12変更 H19.4.5届出
〒619-0224 木津川市兜台6丁目8
番地3

登録番号367

清 水 明 生 園部支部
H19.4.5変更
Eメール akio@cans.zaq.ne.jp

登録番号632

山 藤 長 継 西山支部
H19.4.9変更
Eメール yamafuji632@nifty.com

登録番号730

長 野 哲 治 みやこ南支部
H19.4.9変更
Eメール office-nagano@gaia.
eonet.ne.jp

登録番号776

霜 出 清 澄 城南支部
H19.4.2入会
〒619-0223 木津川市相楽台2丁
目1番地1
TEL 0774-73-0525
FAX 0774-73-0525

登録番号523

筒井 武 城南支部
H19.3.12変更 H19.4.19届出
〒619-0222 木津川市相楽城西69
番地9

登録番号777

中川真一 城南支部
H19.4.20入会
〒619-0246 京都府相楽郡精華町
大字菱田小字前川原16番地1
TEL 0774-94-3143
FAX 0774-94-3804
Eメール naka-jim@nifty.com

登録番号778

一石和成 みやこ南支部
H19.4.20入会
〒604-0971 京都市中京区富小路
通竹屋町上ル榊屋町329番地 津
田ビル4F
TEL 075-252-1001
FAX 075-252-1002

登録番号439

中島義博 城南支部
H19.3.12変更 H19.5.1届出
〒619-0214 木津川市木津清水27
番地23

登録番号14-0001-13-0002

土地家屋調査士法人 中尾パートナーズ
みやこ南支部
H19.4.26土地家屋調査士法人登
録事項変更通知 (従たる事務所
の設置) 19.2.13設置
〒600-8008 京都市下京区四条通
烏丸東入長刀鉾町8番 京都三井
ビル3階
TEL 075-213-7666
FAX 075-213-7689

登録番号412

森 初三郎 嵯峨支部
H19.4.28変更
Eメール mori@kch.biglobe.ne.jp

登録番号779

前川慎一郎 みやこ北支部
H19.5.1入会
〒603-8212 京都市北区紫野石龍
町5番地
TEL 075-491-3367
FAX 075-491-3367

登録番号780

佐々木和広 城南支部
H19.5.1入会
〒611-0002 宇治市木幡南山12番
地182
TEL 0774-32-7697

登録番号771

岸本幸男 伏見支部
H19.5.20死亡

登録番号394

田中光男 伏見支部
H19.5.28廃業

登録番号690

岡田隆文 みやこ南支部
H19.5.17変更 H19.5.28届出
〒604-8206 京都市中京区新町通
三条上る町頭町112番地 菊三ビ
ル2階

登録番号744

酒井 秀 樹 伏見→城南支部へ
H19.5.1 変更 H19.5.28届出
〒611-0021 宇治市宇治下居123
番地の4
TEL 0774-24-2456
FAX 0774-24-2456
Eメール s-touki@y9.dion.ne.jp

登録番号781

中出 博 之 みやこ南支部
H19.6.11入会
〒604-8206 京都市中京区新町通
三条上ル町頭町112 菊三ビル2F
TEL 075-254-6008
FAX 075-254-6007
携帯電話 090-1443-7847
Eメール hiro_nakade@yahoo.
co.jp

登録番号782

牛田 真 弓 みやこ南支部
H19.6.11入会
〒604-0971 京都市中京区富小路
通竹屋町上る栴屋町329番地 津
田ビル4階
TEL 075-252-1001
FAX 075-252-1002
携帯電話 090-7112-8689

登録番号752

永末 恭 久 城南支部
H19.6.14変更
FAX 075-981-7295

登録番号783

寺田 岳 史 嵯峨支部
H19.7.2入会
〒615-8161 京都市西京区榎原蛸
田町30番地の120
TEL 075-755-6439
FAX 075-755-6439
携帯電話 090-8366-7457
Eメール tera-29@hera.eonet.
ne.jp

訃 報

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

- ・みやこ北支部
盛田吉人会員のご令室様が2月14日逝去
されました。
- ・みやこ北支部
寺田良三会員のご母堂様（寺田一博会員
の御祖母様）が4月24日逝去されまし
た。
- ・伏見支部
岸本幸男会員が5月20日逝去されまし
た。
- ・みやこ北支部
渡邊智之会員のご母堂様が7月7日逝去
されました。

新入会員紹介



H19.1.10 入会
嵯峨支部
吉岡正登
登録番号 772号



H19.4.20 入会
みやこ南支部
一石和成
登録番号 778号



H19.1.10 入会
みやこ北支部
今井貴之
登録番号 773号



H19.5.1 入会
みやこ北支部
前川慎一郎
登録番号 779号



H19.2.13 入会
みやこ南支部
吉峯仁
登録番号 774号



H19.5.1 入会
城南支部
佐々木和広
登録番号 780号



H19.2.13 入会
みやこ北支部
三方学
登録番号 775号



H19.6.11 入会
みやこ南支部
中出博之
登録番号 781号



H19.4.2 入会
城南支部
霜出清澄
登録番号 776号



H19.6.11 入会
みやこ南支部
牛田真弓
登録番号 782号



H19.4.20 入会
城南支部
中川真一
登録番号 777号



H19.7.2 入会
嵯峨支部
寺田岳史
登録番号 783号

新入会員アンケート

城南支部

中 川 真 一

1、土地家屋調査士を志した動機

未だにわかりません。

2、開業後のエピソード

寝る前に不安になり、朝起きたら何が不安だったのか忘れていて、余計不安になった。

3、今後の抱負

「忙しい」を理由に合コンの誘いを断る。

城南支部

霜 出 清 澄

1、土地家屋調査士を志した動機

父親の遺産のことで司法書士に相談に行きました。その事務所の営業が司法書士、土地家屋調査士と測量士でありました。私は、役所に入り最初の仕事が測量であり、このとき測量士試験に挑戦中で、できたら資格を取って独立したいと思ったのが最初の動機です。

調査士の試験に合格したのが30歳のときです。その後、ダム建設等の河川開発に携わり関東から九州の河川を転々とし、最後の勤めが琵琶湖の開発事業の成果を紹介する資料館の企画運営でした。

このたび、定年を期に、今までどうしても果たせなかった青年時代の夢に、もう一度挑戦いたしました。

2、開業後のエピソード

今は、専ら勉強中です。この仕事の重大さ、難しさをひしひしと実感しています。

3、今後の抱負

体力や知力の続くかぎり、続けたいと思います。できたら地方の権利に関する古文書や古絵図の研究も合わせて行いたいと思います。

会 議 報 告

第4回理事会

日時 平成18年12月6日(水)

場所 京都産業会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 京都土地家屋調査士会会則変更(案)承認の件
 3. 京都土地家屋調査士会総会議事運営規則(案)承認の件
 4. 京都境界問題解決支援センター規則(案)承認の件
 5. 京都境界問題解決支援センター運用規程(案)承認の件
 6. 京都境界問題解決支援センター費用規程(案)承認の件
 7. 平成19年度京都境界問題解決支援センター予算(案)承認の件
 8. 京都境界問題解決支援センター運営委員選任の件
 9. 京都境界問題解決支援センター相談員、調停員選任の件
 10. その他

研究部会

日時 平成18年12月7日(木)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題
1. 月次報告
 2. 在宅研究の報告について
 3. 付託案件の最終報告について
 4. 地域慣習委員会への協力

地域慣習調査委員会

日時 平成18年12月7日(木)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題
1. 報告事項
 2. 連合会への最終報告(法25条2項)作成について

3. 2次調査の方法について

広報部会

日時 平成18年12月12日(火)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題
1. 報告事項
 2. 無料登記相談員について
 3. 会報140号について
 4. 「京都境界問題解決支援センター」広報について
 5. 寄付講座について
 6. その他

紛議調停委員会

日時 平成18年12月14日(木)

場所 ケイアイ興産京都ビル

業務指導委員会

日時 平成18年12月14日(木)

場所 ケイアイ興産京都ビル

財務部会

日時 平成18年12月22日(金)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題
1. 親睦旅行について
 2. その他

業務部会

日時 平成18年12月22日(金)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題
1. 報告事項
 2. 改正事務取扱基準

臨時総会打合せ

日時 平成18年12月22日(金)

場所 ケイアイ興産京都ビル

京都境界問題解決支援センター設立準備委員会

日時 平成18年12月27日 (水)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題 1. 1月29日開催の連合会での認証制度説明会出席者について
2. 2月15日・16日に開催されるADRサミットの出席者について
3. 相談員、調停員の選出について
4. センターのポスター、リーフレットについて
5. 次回開催について

2. 広報ポスター及びリーフレットについて

3. 「京都境界問題解決支援センター」事務手続きマニュアルについて

広報部会

日時 平成19年1月17日 (水)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題 1. 報告
2. 無料登記相談員について
3. 会報第140号校正作業 記事確認
4. 「京都境界問題解決支援センター」広報について
5. 寄付講座カリキュラムの作成
6. 西山支部広報補助金申請について

総務部会

日時 平成18年12月28日 (木)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題 1. 報告事項
2. 臨時総会・新年祝賀会について
3. 会館引っ越しまでのスケジュール等
4. 新館・ADR記念式典、祝賀会について
5. 会館使用規程、実行委員会規程等について
6. 総会特別決議の議決件数について

業務部会

日時 平成19年1月18日 (木)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題 1. 報告事項
2. 改正事務取扱基準について
3. 街区基準点について

会館建設打合せ

日時 平成19年1月12日 (金)

場所 田中太工務店現場事務所

- 議題 1. 工事現況報告
2. 諸設備の打ち合わせ事項

研究部会

日時 平成19年1月18日 (木)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題 1. 報告
2. 在宅研究の報告について
3. 付託案件の最終報告について

ホームページ運営委員会

日時 平成19年1月12日 (金)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題 1. 「京都境界問題解決支援センター」ホームページについて
2. オープン予定と作成期間について
3. その他

地域慣習調査委員会

日時 平成19年1月18日 (木)

場所 南丹市文化博物館

作業 2次調査の件

京都境界問題解決支援センター設立準備委員会

日時 平成19年1月16日 (火)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題 1. 報告事項

表示登記研究会

日時 平成19年1月18日 (木)

場所 法務局会議室

- 議題 1. 報告事項
2. 要望事項
3. 改正事務取扱基準について
4. 依命通知について

5. 改正事務取扱基準に関する要望等
6. 規則77条第7項関連 都市再生街区基準点成果について
7. その他 規則93条但し書不動産調査報告書について

会館打合会

- 日時 平成19年1月19日（金）
場所 田中太工務店現場事務所
- 議題 1. 工事現況報告
2. 諸設備の打ち合わせ事項（上田屋関係）
3. 諸設備の打ち合わせ（内装工事関係）
4. その他苦情について
5. 会館現場視察について

第9回常任理事会

- 日時 平成19年1月24日（水）
場所 ケイアイ興産京都ビル
- 議題 1. 会館新築・ADR式典、祝賀会の運営について
2. 1月13日ADR関与構成員説明会参加者旅費支払いの件
3. ADR関与構成員承認の件
4. その他

京都境界問題解決支援センター設立準備委員会

- 日時 平成19年1月24日（水）
場所 ケイアイ興産京都ビル
- 議題 前回からの継続案件

総務部会

- 日時 平成19年1月26日（金）
場所 ケイアイ興産京都ビル
- 議題 1. 報告事項
2. 会館使用規程、実行委員会規程等について
3. 新築・ADR記念式典、祝賀会について
4. 倫理規範について
5. その他

業務指導委員会

- 日時 平成19年1月30日（火）
場所 ケイアイ興産京都ビル

京都境界問題解決支援センター設立準備委員会

- 日時 平成19年2月5日（月）
場所 ケイアイ興産京都ビル
- 議題 1. 「京都境界問題解決支援センター」事務手続マニュアルについての検討

会館建設実行委員会

- 日時 平成19年2月5日（月）
場所 ケイアイ興産京都ビル
- 議題 1. 什器・備品購入の件（契約について）
2. アルソック（警備会社）との契約について
3. 公嘱協会との賃貸契約について
4. 工事完了検査立会について
5. 会館建設収支予算について
6. 会館竣工における新聞広告について
7. 会館内「鍵」管理について
8. 新会館メンテについて

表彰選考委員会

- 日時 平成19年2月14日（水）
場所 ケイアイ興産京都ビル

業務部会

- 日時 平成19年2月14日（水）
場所 ケイアイ興産京都ビル
- 議題 1. 都市再生街区基準点使用承認意見
2. 次年度事業計画・予算案について

土地境界鑑定委員会

- 日時 平成19年2月14日（水）
場所 ケイアイ興産京都ビル
- 議題 1. 京都地裁判事講演会の件
2. ADRより、測量・調査依頼される場合の測量実施者の名簿提出等の件
3. 近プロ境界鑑定委員会出席の件
4. 次年度事業計画・予算案の件

第10回常任理事会

日時 平成19年2月14日(水)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題
1. 報告事項
 2. 会館新築・ADR式典、祝賀会の運営について
 3. 公嘱協会との賃貸契約締結について
 4. 平成19年度事業方針について
 5. 平成19年度予算案について
 6. その他

京都境界問題解決支援センター運営委員会

日時 平成19年2月19日(月)

場所 京都弁護士会

- 議題
1. 京都境界問題解決支援センター長・副センター長選出の件
 2. センターオープンに伴う記者発表の件
 3. その他

総務部会

日時 平成19年2月19日(月)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題
1. 報告事項
 2. 会館賃貸契約書、使用規程について
 3. 新築・ADR記念式典、祝賀会について
 4. 19年度事業計画案、予算案について
 5. その他

研究部会

日時 平成19年2月20日(火)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題
1. 報告
 2. 平成19年度研究部事業計画案について
 3. 平成19年度研究部・地域慣習調査委員会予算計画書について
 4. 在宅研究の最終原稿について
 5. 付託案件の最終報告について

広報部会

日時 平成19年2月21日(水)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題
1. 報告
 2. 会館竣工記念新聞広告について
 3. 無料登記相談員について
 4. 寄付講座講師の選任について
 5. 次年度事業計画と予算案について
 6. 支部広報補助金について

京都境界問題解決支援センター設立準備委員会

日時 平成19年2月22日(木)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題
1. 「京都境界問題解決支援センター」事務手続きマニュアルについての検討
 2. オープニングの記念式典について

業務指導委員会

日時 平成19年2月23日(金)

場所 ケイアイ興産京都ビル

会館建設打合せ

日時 平成19年2月28日(水)

場所 田中太工務店現場事務所

議題 今後の行程について

紛議調停委員会

日時 平成19年3月2日(金)

場所 ケイアイ興産京都ビル

財務部会

日時 平成19年3月7日(水)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題
1. 平成19年度予算案作成について
 2. その他

京都境界問題解決支援センター設立準備委員会

日時 平成19年3月7日(水)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題
1. 前回からの継続案件
 2. その他

総務部会

日時 平成19年3月9日(金)

場所 ケイアイ興産京都ビル

- 議題 1. 報告事項
2. 新築・ADR記念式典、祝賀会について
3. 19年度事業計画案、予算案について

支部長会議

- 日時 平成19年3月12日（月）
場所 ケイアイ興産京都ビル
議題 1. 報告事項
2. 平成19年度事業について
3. 新会館竣工及びADRセンター設立記念式典・祝賀会について
4. その他

表紙制度実行委員会

- 日時 平成19年3月12日（月）
場所 ケイアイ興産京都ビル
議題 1. 平成19年度予算案について
2. その他

地域慣習調査委員会

- 日時 平成19年3月13日（火）
場所 ケイアイ興産京都ビル
議題 1. 次年度事業計画案について
2. 次年度予算について
3. 2次調査の返答期限について
4. 連合会報告について

第11回常任理事会

- 日時 平成19年3月14日（水）
場所 ケイアイ興産京都ビル
議題 1. 報告事項
2. 平成19年度事業計画（案）について
3. 平成19年度予算（案）について
4. 事務局職員の増員について
5. 京都市「すまいスクール」における講師派遣について
6. 借入に必要な確認書について
7. 都市再生基準の使用承認について
8. その他

研究部会

- 日時 平成19年3月22日（木）
場所 調査士会館
議題 1. 在宅研究の最終印刷について
2. 付託案件の各部員の最終報告について
3. その他

京都境界問題解決支援センター準備委員会

- 日時 平成19年3月22日（木）
場所 調査士会館
議題 1. センターオープン当日の準備について
2. 基本調査リストの作成検討
3. センター報酬額表の作成
4. 基本調査・測量、鑑定実施員名簿の作成
5. 事前相談担当員の名簿作成と各担当者への了解取り付け
6. 事前相談のロールプレイについて

業務部会

- 日時 平成19年3月22日（木）
場所 調査士会館
議題 1. 規則93条調査報告書の件
2. 都市再生街区基準点使用承認の件
3. その他

研修部会

- 日時 平成19年3月27日（火）
場所 調査士会館
議題 1. 研修部事業の総括

京都境界問題解決支援センター運営委員会

- 日時 平成19年4月3日（火）
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. センターでの本人確認の方法について
3. 今年度のADR運営委員会開催日を決定
4. 様式について追加項目等がないか検討
5. 委任状、補佐人指定書の書式及び代理人、補佐人の適格
6. 美濃委員長、若林副委員長にて法テラ

- スに挨拶に伺う
7. 無料相談から有料相談に移行する際の対応方の確認、指示について

財務部会

- 日時 平成19年4月9日(月)
- 場所 調査士会館
- 議題 1. 平成18年度決算・19年度予算について
2. その他

業務部会

- 日時 平成19年4月9日(月)
- 場所 調査士会館
- 議題 1. 報告事項
2. 都市再生街区基準点等について
3. 93条調査書について

総務部会

- 日時 平成19年4月10日(火)
- 場所 調査士会館
- 議題 1. 報告事項
2. 平成18年度事業報告について
3. 平成19年度事業計画案について
4. 第59回定時総会運営について

第1回常任理事会

- 日時 平成19年4月12日(木)
- 場所 調査士会館
- 議題 1. 報告事項
2. 京都境界問題解決支援センター準備委員会及び同規定廃止の件
3. 平成18年度事業報告承認の件
4. 平成18年度決算報告承認の件
5. 平成19年度事業計画案審議の件
6. 平成19年度予算案審議の件
7. マイコンクラブのパソコン設置場所について

第1回理事会

- 日時 平成19年4月20日(金)
- 場所 調査士会館
- 議題 1. 報告事項

2. 境界問題解決支援センター準備委員会及び同規定廃止確認の件
3. 平成18年度事業報告承認の件
4. 平成18年度決算報告承認の件
5. 業務及び会計監査報告
6. 平成19年度事業計画案審議の件
7. 平成19年度予算案審議の件
8. 事務局職員増員の件
9. マイコンクラブの使用場所について

業務及び会計監査

- 日時 平成19年4月18日(水)
- 場所 調査士会館

広報部会

- 日時 平成19年4月18日(水)
- 場所 調査士会館
- 議題 1. 報告
2. 無料登記相談員について
3. 「京都境界問題解決支援センター」広報について
4. 次年度事業計画と予算案、18年度事業報告について
5. 会館竣工記念会報について

研究部会

- 日時 平成19年4月19日(木)
- 場所 調査士会館
- 議題 1. 報告
2. 在宅研究の印刷配布時期について
3. 付託案件の最終報告について
4. 次期研究部への引継ぎについて

表示登記研究会

- 日時 平成19年4月19日(木)
- 場所 法務局会議室
- 議題 1. 報告事項
2. 平成19年2月28日 事務取扱基準説明会質問事項
3. 4月1日より運用される規則93条但し書き調査報告書の件
4. 都市再生街区基準点の活用について

5. その他

選挙管理委員会

- 日時 平成19年4月26日(木)
場所 調査士会館
議題 1. 選挙の準備等について
2. その他

総務部会

- 日時 平成19年5月15日(火)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 第59回定時総会運営の件
3. その他

第2回常任理事会

- 日時 平成19年5月16日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 役員等選任規則第2条「選任する役員の数」について
3. 京都境界問題解決支援センターの運営委員の増員について
4. 定時総会の運営について
5. 総会における特別決議の可決数について
6. その他

正副会長会議

- 日時 平成19年5月16日(水)
場所 調査士会館

京都境界問題解決支援センター運営委員会

- 日時 平成19年5月17日(木)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 至急に対応を要する調停回付の対応について
3. 事業計画の個別検討と各担当者の分掌確認
4. 広報活動の検討
5. その他

表示登記研究会

- 日時 平成19年5月17日(木)
場所 法務局会議室
議題 1. 報告事項・要望事項等
2. 都市再生街区基準点の現況報告について
3. 会員よりの質問について
4. その他

広報部会

- 日時 平成19年5月18日(金)
場所 調査士会館
議題 1. 次号会報について
2. その他

第2回理事会

- 日時 平成19年5月25日(金)
場所 京都全日空ホテル
議題 1. 役員等選任規則第2条「選任する役員の数」について
2. 京都境界問題解決支援センターの運営委員の増員について
3. その他

役員等選考委員会

- 日時 平成19年6月1日(金)
場所 調査士会館

正副会長会議

- 日時 平成19年6月5日(火)
場所 調査士会館
議題 1. 副会長の担当について
2. 理事会の進行について
3. 会長代行者(順位)について
4. 平成19年度近畿ブロック協議会について

第3回理事会

- 日時 平成19年6月14日(木)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 会則第31条第2項による常任理事選任

の件

3. その他

業務部打ち合わせ

日時 平成19年6月19日(火)

場所 調査士会館

- 議題 1. 業務引継について
2. 業務分掌について

京都境界問題解決支援センター運営委員会

日時 平成19年6月21日(木)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. ADR法認証手続きでの各自の分掌確認
3. その他

研修部会

日時 平成19年6月21日(木)

場所 調査士会館

- 議題 1. 業務引継について
2. 19年度研修部事業計画について

総務部会

日時 平成19年6月29日(金)

場所 調査士会館

- 議題 1. 事務引き継ぎについて
2. 上半期事業執行について
3. 近プロ定例協議会への対応について
4. その他

総合役員会

日時 平成19年7月2日(月)

場所 京都タワーホテル

研究部会

日時 平成19年7月2日(月)

場所 京都タワーホテル

- 議題 1. 初会合のため各部員の自己紹介と当面の課題について

研究部会

日時 平成19年7月11日(水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 今年度の在宅研究の募集案内について
2. 付託案件報告書について
3. 地域慣習委員会の作業参加



編集後記

ありがたい事に今回のGWを使ってヨーロッパへ旅行に行く事ができた。目的地はベルギー・オランダの2カ国であったが、その日程のほとんどをベルギーで過ごした。ベルギーはチョコレート、ビールが有名だろうか。朝食はホテルで取る事が多かったが、昼食、夕食はたいてい外食である。旅行雑誌でみるように、広場に面した建物がカフェとして営業していて、そういったところで食事する事が多い。いわゆるオープンカフェ。ビールの種類が本当に多くて、毎日毎食飲んでも同じ銘柄を選ばなくてもよい。しかも食事は一品、一皿の量が素晴らしく（恐ろしく）多い。おかげで日程のちょうど中間あたりで消化器系が弱ってぐったり。

欧州は今回が初めて、それでも今までアジア圏で10ヶ国くらいにお邪魔しただろうか。そしていつも感じる事が二つある。一つは『英語ができたらもっと楽しいだろうな、よし勉強しよう』で、もう一つが『現地の人の親切に助けられたなあ』である。一つ目は情けない事に1週間も日本で生活すると忘れてしまう。2つ目は旅行期間中でさえうっかり気が付かない事も多い。でもときどきふと思い出す、その人たちの親切を。

先日、某市役所道路明示課へ向かっていると、金髪の親子らしき女性2人がガイドブックらしきものを片手にきょろきょろしていらっしやる。勇気をだして旅行者に近づき「どこへ行くのですか？」（←もちろん英語←片言なので活字にするのは差し控えたい）。女性はやや困った様子で反応がない。さて、なんとしたものか？少しして「ひすとーりー・・・」と聞こえた。歴史的な場所と言ったのかな？ガイドブックでだいたい目星は付けているんだろうと一緒に覗き込んでみると、どうもロシア語のようだ。英語もままならないのにロシア語か～、で仕方がないので今いる場所だけを伝える事に。分かってくれたのかな？なんて思ったが、相手がロシア語ではあまりにも力不足であった。

でも思う。思う事にしよう、日本の京都で歩いていて迷った自分たちに話しかけてきた日本人がいた事は残ると。・・・うまく伝えられなかったけど。

京都土地家屋調査士 第141号

発行所 京都土地家屋調査士会©

〒604-0984

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439

TEL (075) 221-5520

FAX (075) 251-0520

<http://www.chosashi-kyoto.or.jp>

e-mail mail@chosashi-kyoto.or.jp

GLONASS衛星との融合が、 地上のすべてを明らかにする。

世界初、トータルステーションとGPSの完全合体。
その進化はGLONASS衛星の捕捉で、さらに加速する。

ライカ スマートステーション®

トータルステーション (TPS) とGPS、そしてロシアのGLONASS衛星が新たな捕捉衛星として融合した「スマートステーション」。GPSのみでは困難であった安定測位を可能にしました。さらにTPS単体としても使用でき、都市部、森林、渓谷などあらゆる測量シーンに対応。高い測量精度に加え、すぐれた拡張性と汎用性に到達したハイエンドモデルです。

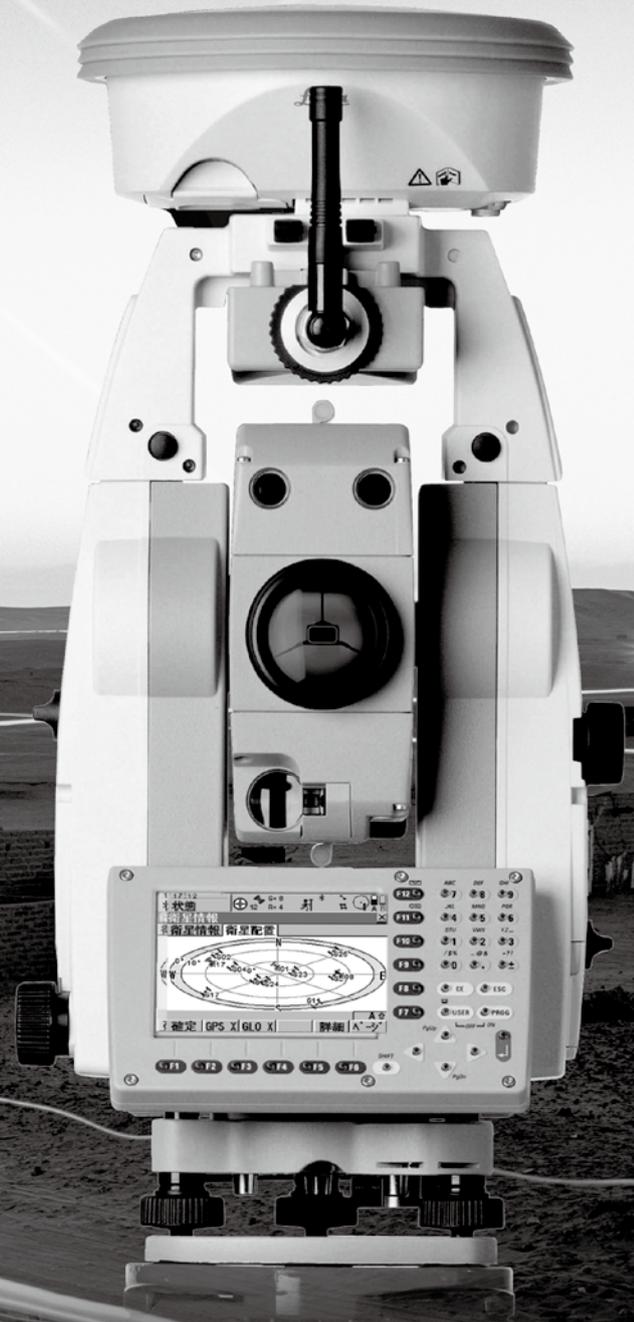


System 1200の進化、GNSS時代に備えて。

GNSSとは現状のGPSとGLONASS、そして今後打ち上げられるGPSの“L5”やEUの“ガリレオ”を含めた衛星測位 (航法) システムの総称です。System 1200シリーズのGLONASS対応は、このGNSSを見据えた進化のひとつです。

- GPS1200 / スマートローバーも同時にGLONASSのサポートを開始します。
- 既存のSystem1200 (GPS) 製品にはGNSS対応アップグレード (有料) をご用意しています。
- GLONASS対応モデルでもGLONASSの受信にはライセンスキー (有料) が必要です。

※アップグレードおよびライセンスキーの詳細は、弊社サポート担当または販売代理店まで。
※スマートステーションはライカ ジオシステムズ株式会社の登録商標です。



富田測量器株式会社

〒606-8351 京都市左京区二条通東山西入北側 Tel. 075-761-4105

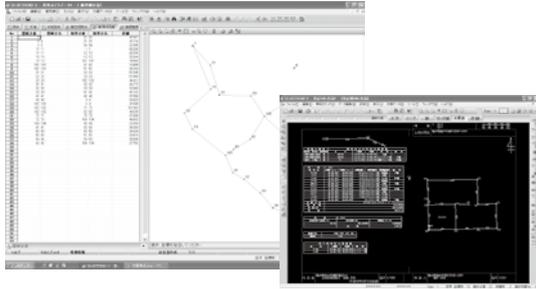
ライカ ジオシステムズ株式会社

大阪支店 〒540-6131 大阪市中央区城見2-1-61 Twin21 MIDタワー31F Tel. 06-6910-3871 Fax. 06-6910-5733
<http://www.leica-geosystems.co.jp>

- when it has to be right

Leica
Geosystems

新・登記法への対応は、信頼できるソフトで。



測量計算CADシステム【ブルートレンド V】

測量データの取り込みから各種測量計算、作図、路線計画、構造図など測量設計業務に必要なプログラム群で構成された「BLUETREND V」。電子納品やオンライン申請など、常に最新の業界動向にも対応できる“進化するCAD”は、実務者の要望をフィードバックした使いやすさと実用性を重視した設計で、全国の技術者から多大なる支持を得ています。

世界測地系での基準点測量からオンライン申請まで完全対応！

基準点手簿記簿作成	厳密水平・高低網平均計算	点の記作成	登記用XML作成
単路線結合トラバース計算(水平網・高低網)	任意型簡易水平・高低網平均計算	各階平面図	登記申請書

その他にも、登記業務を圧倒的に効率化するプログラムを取り揃えています！詳しくは下記拠点までお問い合わせください！

圧倒的人気の「登記測量エディション」

登記測量CADシステム



登記測量エディション

「BLUETREND V」をベースに、登記業務専用に機能を厳選し開発された“登記測量エディション”は、その使いやすさで圧倒的人気を誇っています。

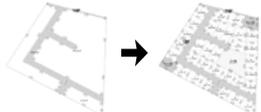
これからはCADで宅地分割!面積シミュレーションも思いのままに

BLUETREND V Ver.5
オプション
プログラム

宅地分割・開発計画業務を支援する

「宅割り計画」新登場!

いままでの測量計算では考えられなかった複雑で手間の掛かる工程をCAD画面上で全て行えます。また区分比率表も自動的に作成します。



各地でイベント開催中! イベント詳細・資料請求は



www.fukuicompu.co.jp

福井コンピュータ株式会社 京都営業所:京都市下京区烏丸通り五条下ル大坂町396第3キョートビル2F Tel.075-351-8320・Fax.075-351-8120



GPS一体トータルステーション 世界測地系の測量も簡単・安心



世界測地系 オンライン申請にも対応



世界初



完全リモートコントロール ワンマン測量も可能



アズシステム株式会社

AZ SYSTEM CO., LTD.

〒603-8084 京都市北区上賀茂土門町4番地の3
TEL : 075-707-3600(代表) FAX : 075-707-3601
MAIL : info@az-system.co.jp
H P : http://www.az-system.co.jp

日本土地家屋調査士会連合会
共済会各種保険取扱

○職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償背金を負い、損害賠償金を支払わなければならないときに役立ちます。

○測量機器総合保険

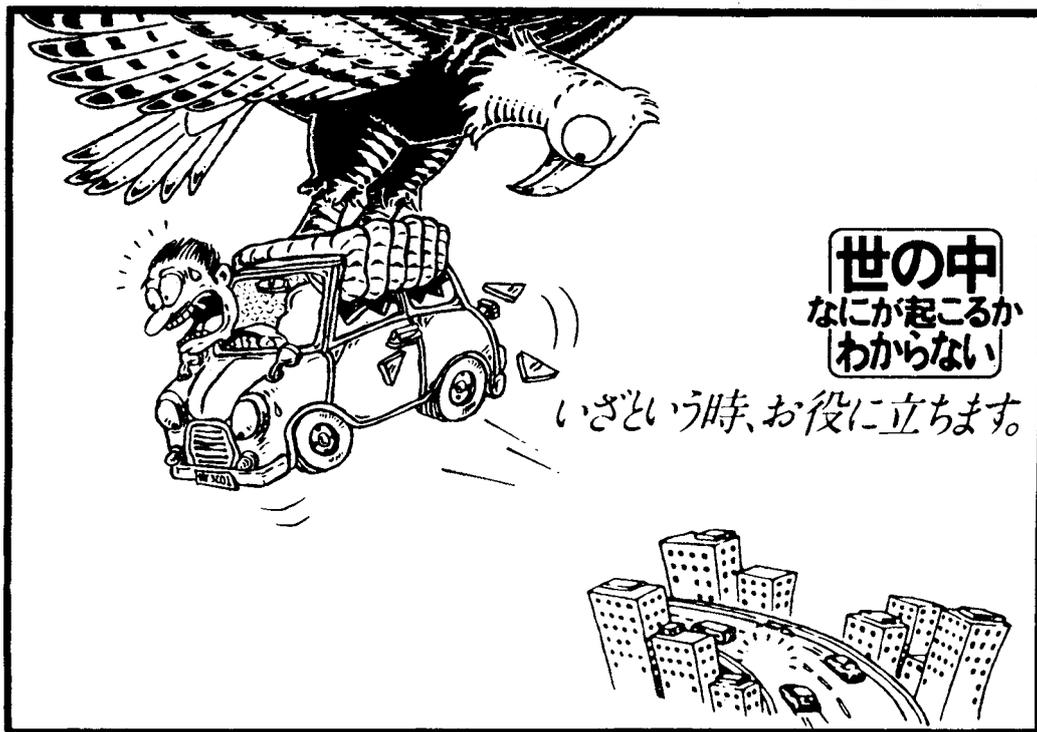
会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶然の事故を補償します。

○団体扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店
有限会社桐栄サービス

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階
TEL 03-5977-0070 FAX 03-5977-0070



あなたはもうご加入されましたか？
日本土地家屋調査士会連合会共済会
土地家屋調査士賠償責任保険

この保険は、会員の皆様方が、安心して
業務を遂行できるよう、京都土地家屋調査士会
として採用されている新しい保険です。

※詳しくは本会備え付けの賠償責任保険普通保険約款
及び調査士賠償責任保険特別約款をご覧ください。

その他取扱保険

貯蓄の楽しみを補償にプラス；積立傷害保険
その他 火災保険・自動車保険等各種損害保険

ご用命は

〈取扱代理店〉株式会社 **サンビンス**

〒605-0995
京都市東山区一橋野本町21番地1
TEL 075-525-1982(代)

〈引受保険会社〉



三井住友海上

〒600-8090
京都市下京区綾小路通烏丸東入ル竹屋之町266
三井住友海上京都ビル3F
京都法人部営業2課：TEL 075-343-6142

Network Land Surveyors' System

WingNeo4

さらに高性能を

セキュリティ強化

CAD操作性向上

帳票のEXCEL出力

3次元強化

地積測量図専用機能搭載

DWGレイアウト空間対応

その他各種機能強化

ラインナップの拡充
(オプション)

地積測量情報XML出力

オンライン不動産登記支援

カラーラスタ編集

PATCH-JGD座標変換

都市再生街区基準点

14条地図作成事務支援

2006年 法務局 筆界特定業務に導入!

最新技術はいつもアイサンから

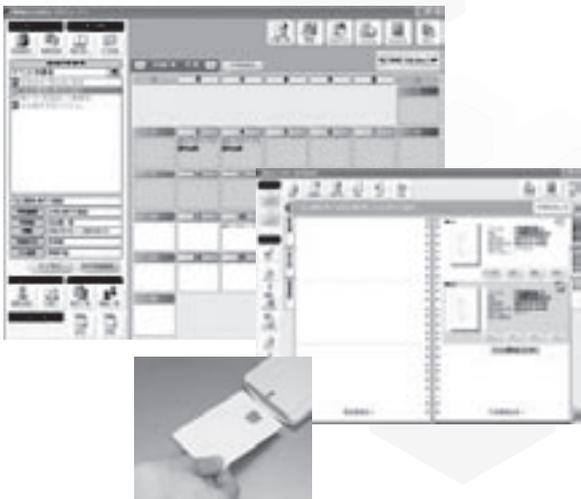
業界初

オンライン不動産登記申請支援ソフト遂に登場!

ウィング オルディア

WING OLDIAR

アイサンテクノロジーでは、オンライン化される業務全般のセキュリティ強化も同時に行い、オンライン登記申請の支援ソフトとして「WING OLDIAR」を新発売しました。皆様には、最先端セキュリティ技術を駆使した充実の「オンライン申請」機能をお届けします。



オンライン登記申請支援機能

充実した便利な機能が満載

個人情報保護対策

アイサンテクノロジー株式会社 大阪営業所

〒540-0026 大阪府大阪市中央区内本町1丁目3番5号 内本町山森・住友生命ビル 3F
TEL : 06-6943-6191 FAX : 06-6943-6380

<http://www.aisantec.com/>



自動追尾・自動視準・ノンプリズム、全ての機能を備えたハイエンド標準機

GPT-9000Aシリーズ 新登場!



All-round

高速
自動追尾

自動視準
機能

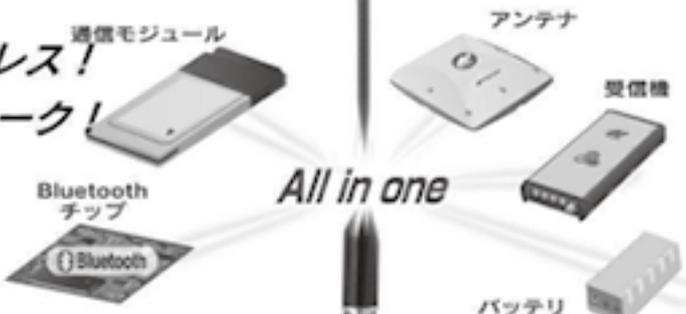
ノンプリズム
測距
2000m

自動追尾バルスータルステーション

GPT-9000Aシリーズ

完全ケーブルレス・簡単セットアップ
通信モジュール内蔵一体型GNSS受信機。

固定局 完全ケーブルレス!
PacketRTKネットワーク!



All in one

固定局
スッキリ
装備

GNSS (GPS/GLONASS) 受信機

GR-2100Nシリーズ



株式会社 トプコン販売 本社 〒174-8580 東京都板橋区蓮沼町75-1
TEL (03)5994-0671 FAX (03)5994-0672



コンピュータ・システム株式会社

〒600-8453 京都市上京区千本通今出川下ル西入ル
TEL 075-462-0411 FAX 075-464-2153

2009001 認定取得 (測量機器の修理・販売用ソフト) のエアの提供